

第3期

大鰐町子ども・子育て支援事業計画

(令和7～11年度)

令和7年3月

大鰐町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと対象	2
3. 計画の策定体制	3
4. 計画の推進体制	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1. データからみる現状	5
2. ニーズ調査の結果概要	16
3. 子ども・子育てに関する主な課題	28
4. 第2期計画の進捗評価	30

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念	32
2. 基本方針	32
3. 基本的な視点	33
4. 施策の体系	35

第4章 施策の展開

基本目標 1 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援の充実	36
基本目標 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	51
基本目標 3 特別な支援を要する家庭の自立支援	57
基本目標 4 多様で柔軟な子育てサービスの充実等	61
基本目標 5 地域でつくる安心・安全な子育て環境の推進	65

第5章 子ども・子育て支援法に基づく確保方策等

1. 計画の位置づけと区域の設定	73
2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の対象事業	74
3. 教育・保育の量の見込みと確保の方策	78
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	88

第6章 計画の推進

1. 大鰐町子ども・子育て支援事業計画の推進	89
2. 大鰐町子ども・子育て会議の開催	89
3. 計画の進行管理・検証	89

参考資料

大鰐町子ども・子育て会議条例	90
大鰐町子ども・子育て会議委員名簿	91
策定経過	92
町の施策における主な担当課等	92

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生数の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、令和5年の出生者数は72.7万人と前年比で4.3万人減少し過去最低水準を更新、合計特殊出生率は1.20と、令和4年の1.26からさらに低下しています。本町の令和5年の合計特殊出生率は0.73であり、全国や青森県に比べて低く、15歳未満の年少人口は、年々減少しています。

また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているとともに、令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中、令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。令和5年4月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定、令和6年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困などこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画 2024」が発表されました。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

さらに、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるのに加え、保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を月10時間まで利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入、ヤングケアラーへの対策強化等が図られました。

このたび、こうした国の動きと本町の第2期計画の進捗状況、実績評価等を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、「第3期大鰐町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

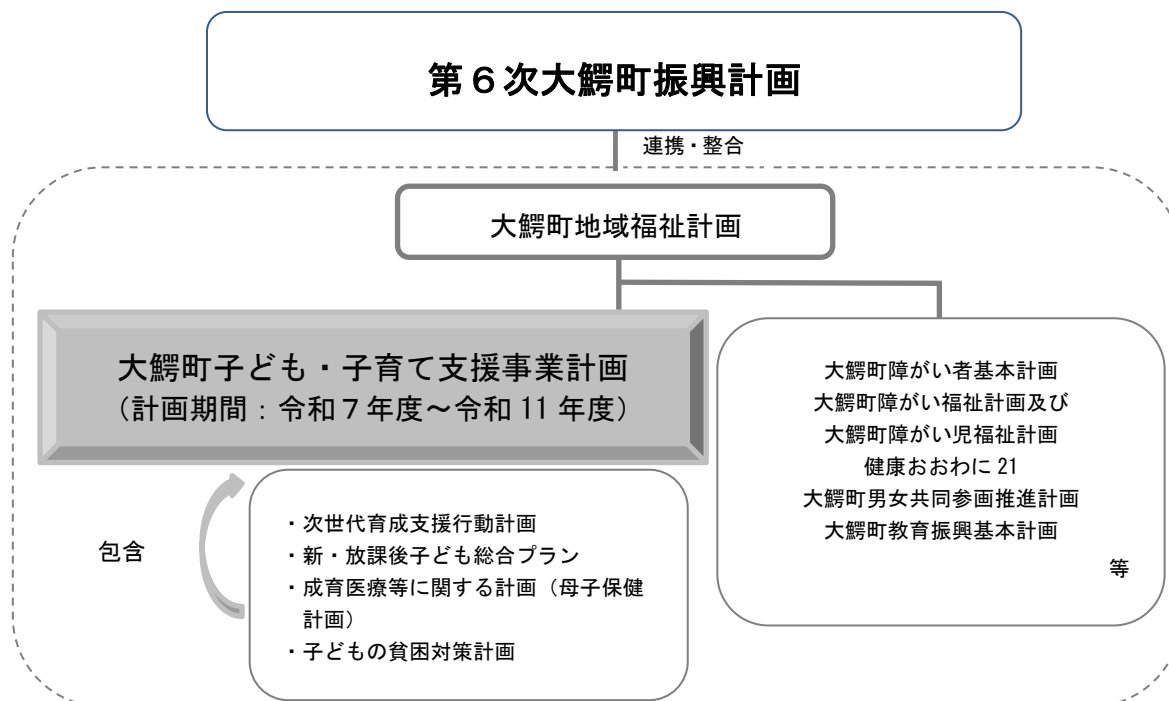
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

なお、本計画は「成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健計画）」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策計画」を包含するとともに、障がい児(者)支援や教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を展開する計画です。

併せて、本計画の上位計画である「第6次大鰐町振興計画」との整合を図りながら、町が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

この計画は、大鰐町内に居住するすべての子どもとその家庭、地域、事業主を対象とし、この計画において「子ども」とは概ね18歳未満を指します。

◇計画の位置づけ（イメージ）◇



3. 計画の策定体制

(1) 大鰐町子ども・子育て会議の開催

学識経験者、関係団体等の代表者により構成する「大鰐町子ども・子育て会議」において、令和5年度1回、令和6年度3回の計4回、本計画策定に向けた審議を行いました。

(2) 住民ニーズ調査の実施

町の子育て支援に関するニーズを把握するため、子育て中の保護者を対象とした「大鰐町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（令和5年度）を実施しました。結果の概要は第2章2.「ニーズ調査の結果概要」に掲載しています。

調査結果から得られた内容は、国により示された支援事業の「量の見込み」「確保の方策」を設定するために用いたほか、個別の計画策定に活かしています。

4. 計画の推進体制

この計画は家庭・地域・行政の協働により推進します。

本計画に記載した子育て支援施策については、策定前にパブリックコメントを実施するほか、策定後においても随時、広報紙、町ホームページ等で周知を図ります。

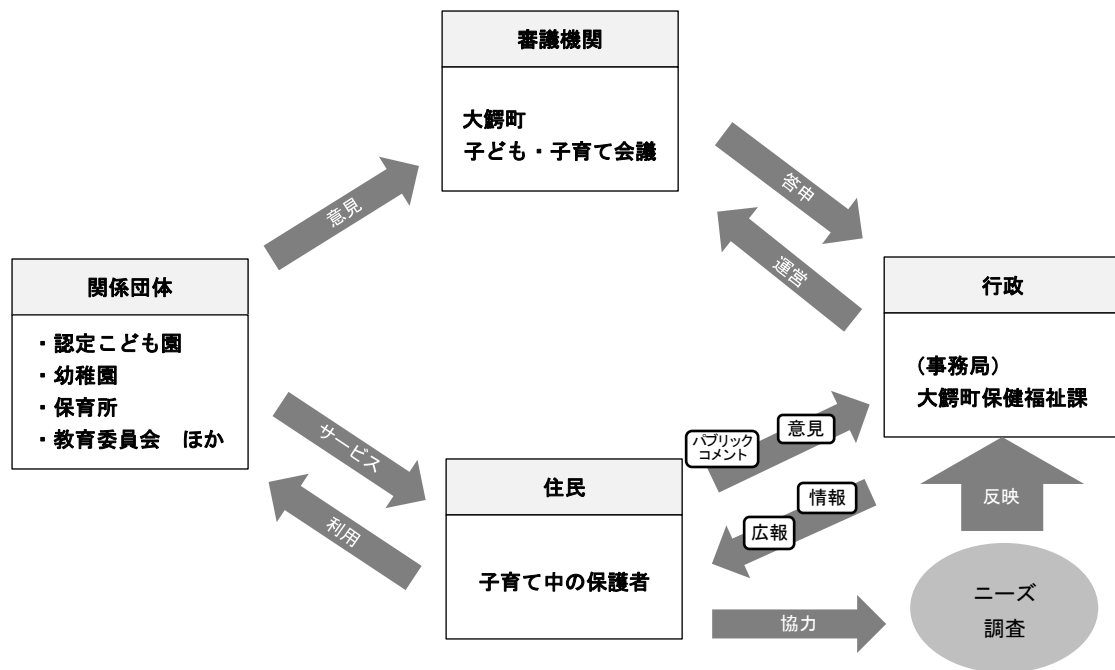
また、この計画では、主要な施策について、可能な限り具体的な目標を設定していますが、今後の社会情勢の変化等により見直す必要が出てくることが予想されます。

そこで、この計画の実効性を高めるため、計画の実施状況を各年度で把握・点検し、その後の支援対策の実施等に反映させます。

◇計画の期間◇

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計 画										
	第2期大鰐町子ども・子育て支援事業計画									
						第3期大鰐町子ども・子育て支援事業計画				

◇計画の推進体制◇



第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

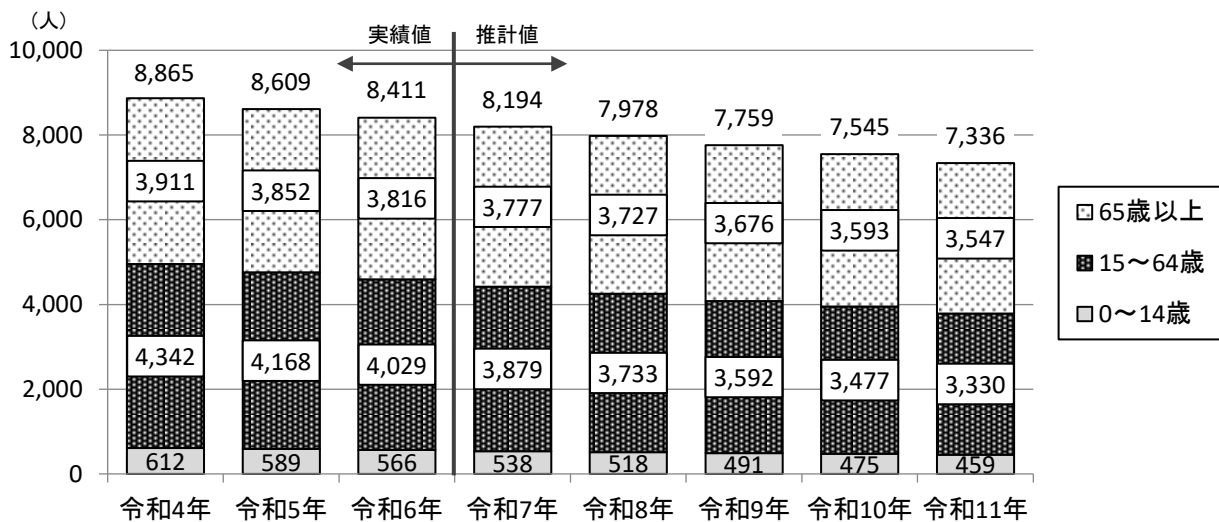
1. データからみる現状

(1) 人口の推移

総人口は年々減少しており、令和11年には、7,336人まで減少することが見込まれています。また、15歳未満の年少人口は、令和4年の612人から令和11年には459人となり、153人の減少の見込みとなっています。

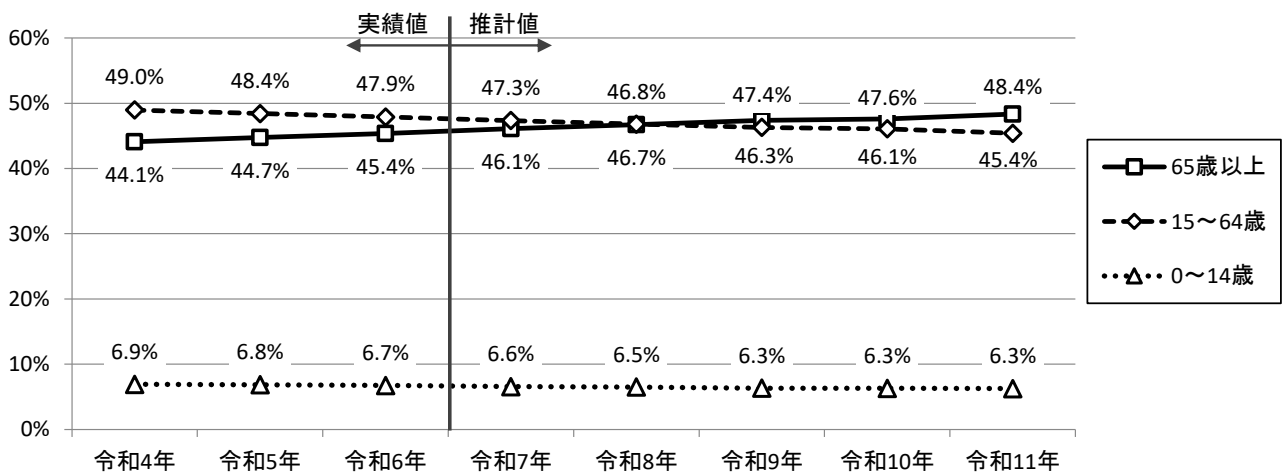
総人口に占める年少人口数比率でみると、令和4年の6.9%から令和11年には6.3%へ0.6ポイント減少しています。

◇人口の推移・将来推計◇



※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

◇人口比率の推移・将来推計◇



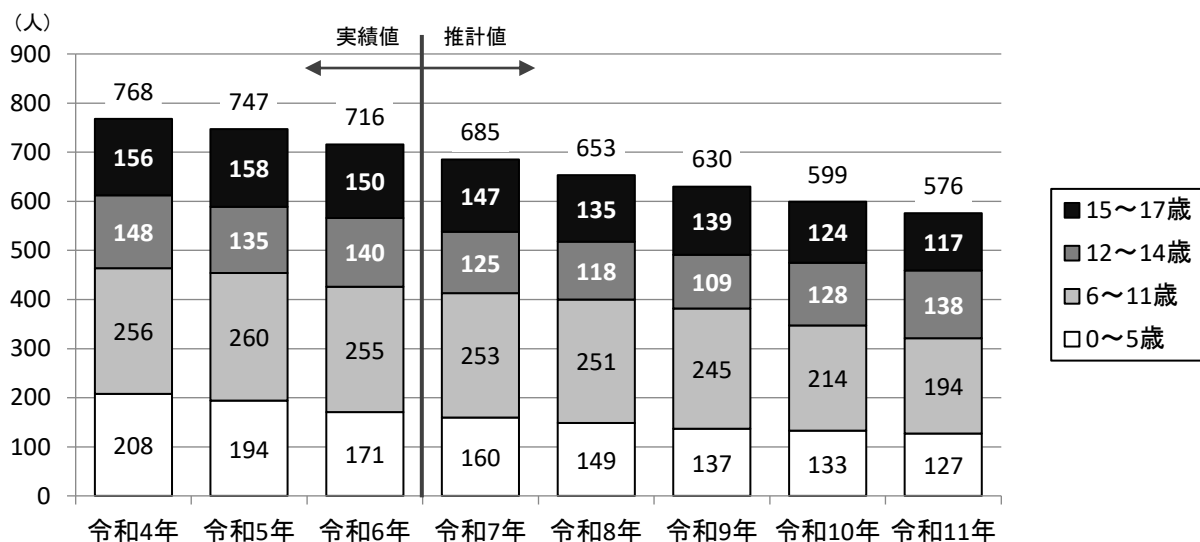
※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの数は、令和4年の768人から令和11年には576人となり、192人の減少の見込みとなっています。

0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。

◇子ども人口の推移・将来推計◇



	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	19	24	18	22	20	20	18	18
1歳	30	22	24	18	23	21	21	18
2歳	34	35	25	26	20	25	23	23
3歳	34	34	35	25	26	20	25	23
4歳	44	35	34	35	25	26	20	25
5歳	47	44	35	34	35	25	26	20
6歳	54	47	43	35	34	35	25	26
7歳	40	54	46	42	34	33	34	25
8歳	35	39	54	46	42	34	33	34
9歳	37	35	40	54	46	42	34	33
10歳	47	37	36	40	55	46	42	34
11歳	43	48	36	36	40	55	46	42
12歳	50	42	48	35	35	39	54	45
13歳	43	50	42	48	35	35	39	54
14歳	55	43	50	42	48	35	35	39
15歳	53	54	45	50	42	48	35	35
16歳	53	51	53	44	49	42	47	35
17歳	50	53	52	53	44	49	42	47
就学前	208	194	171	160	149	137	133	127
小学生	256	260	255	253	251	245	214	194
中学生	148	135	140	125	118	109	128	138
高校生	156	158	150	147	135	139	124	117
合計	768	747	716	685	653	630	599	576

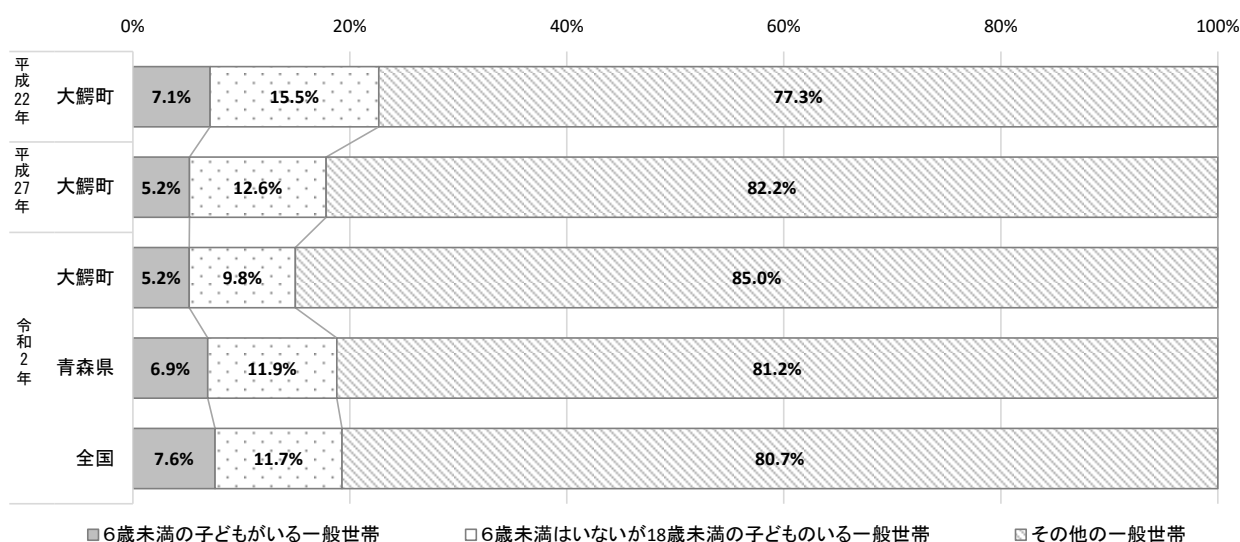
※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

(3) 世帯構造

世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は5.2%、6歳未満は
いないが18歳未満の子どものいる一般世帯は9.8%で、これらを合わせた18
歳未満の子どものいる世帯は15.0%となり、全国水準や青森県水準を下回って
おり、本町は子どもがいる世帯の割合が、全国・青森県の水準より低いことがわ
かります。

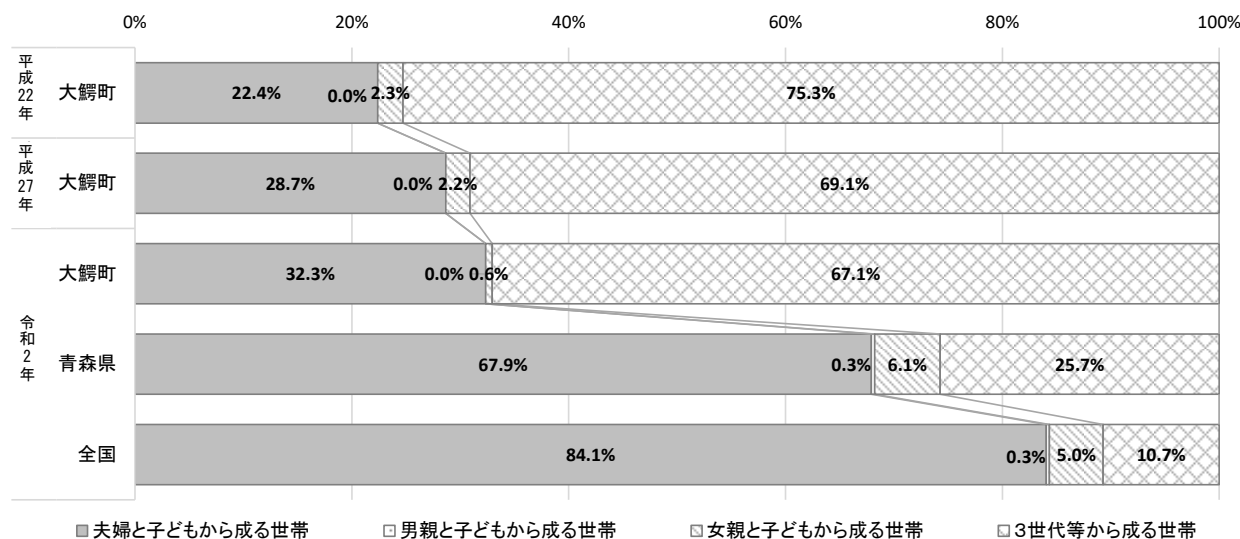
6歳未満の子どものいる世帯は、3世代等から成る世帯が67.1%と最も高く、
次いで、夫婦と子どもから成る世帯(32.3%)、女親と子どもから成る世帯(0.6%)
と続いています。

◇世帯の状況◇



※国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

◇6歳未満の暮らす世帯構造◇



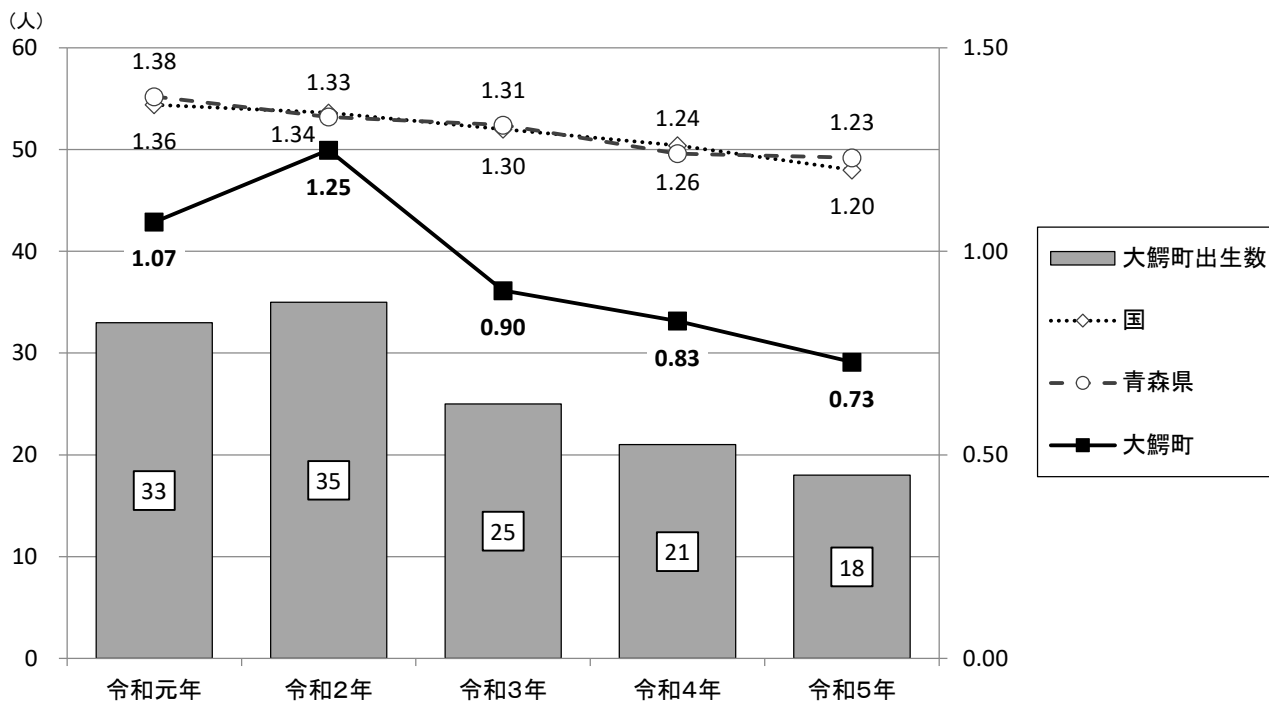
※国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年をピークにその後減少しており、令和5年（0.73）と令和2年（1.25）を比較すると0.52 減少しています。

出生数も同様に、令和2年をピークにその後減少しており、令和5年（18 人）と令和2年（35 人）を比較すると 17 人減少しています。

◇合計特殊出生率・出生数の推移◇



※合計特殊出生率：国、青森県（人口動態統計）、大鰐町（出生数、女性人口により独自算出）

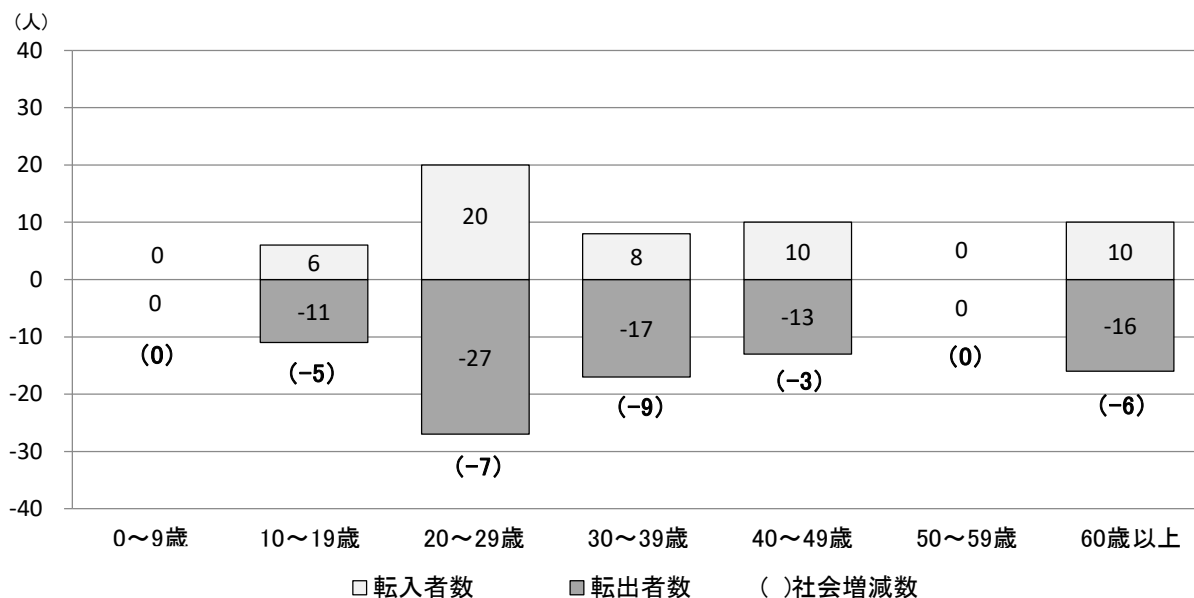
※出生数：人口動態統計

（５）転出・転入の状況

令和５年の転出・転入状況をみると、男女ともに、「20～29 歳」の人口移動が最も多くなっています。

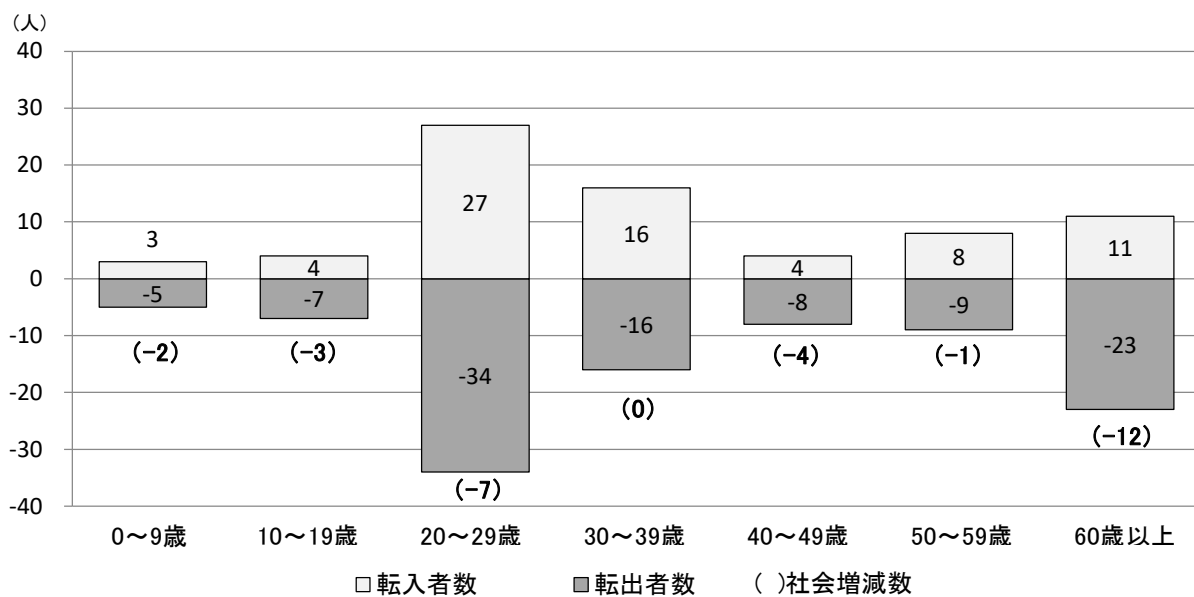
また、社会増減数は、ほぼすべての世代で転出者が転入者を上回っており、転出超過となっています。

◇転出・転入の状況（男性）◇



※住民基本台帳人口移動報告（令和５年）

◇転出・転入の状況（女性）◇

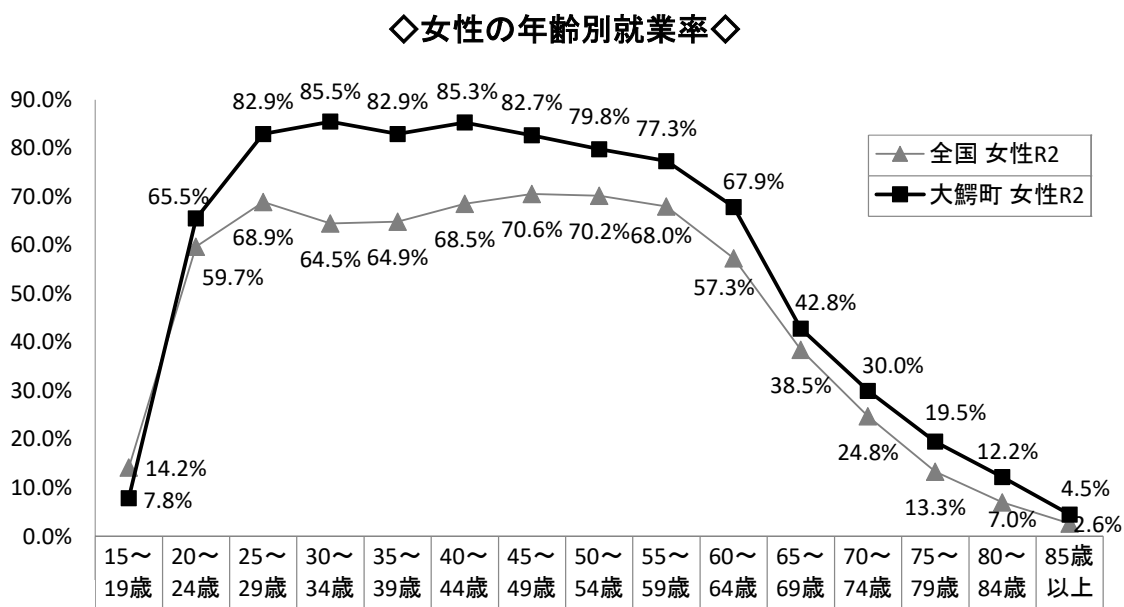


※住民基本台帳人口移動報告（令和５年）

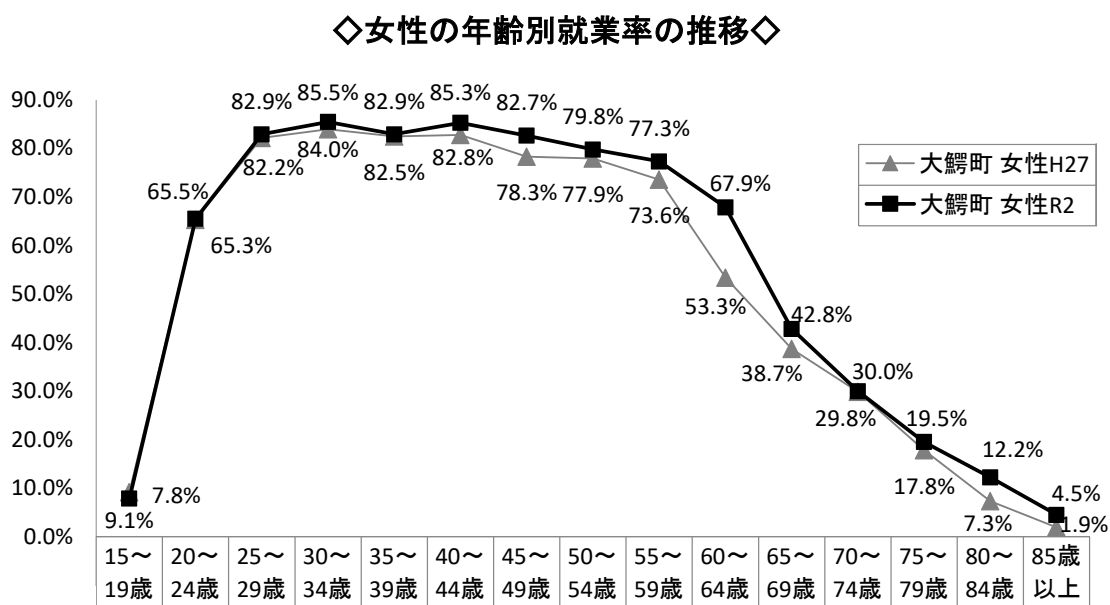
(6) 女性の就業状況

令和2年の女性の年齢階級別の就業率は、全体的に全国と比べて高い割合となっており、特に「25～49歳」では、10ポイント以上高くなっています。

令和2年の女性の就業率を、平成27年の就業率と比較すると、全体的におおよそ横ばい若しくはやや増加しています。



※国勢調査（令和2年）

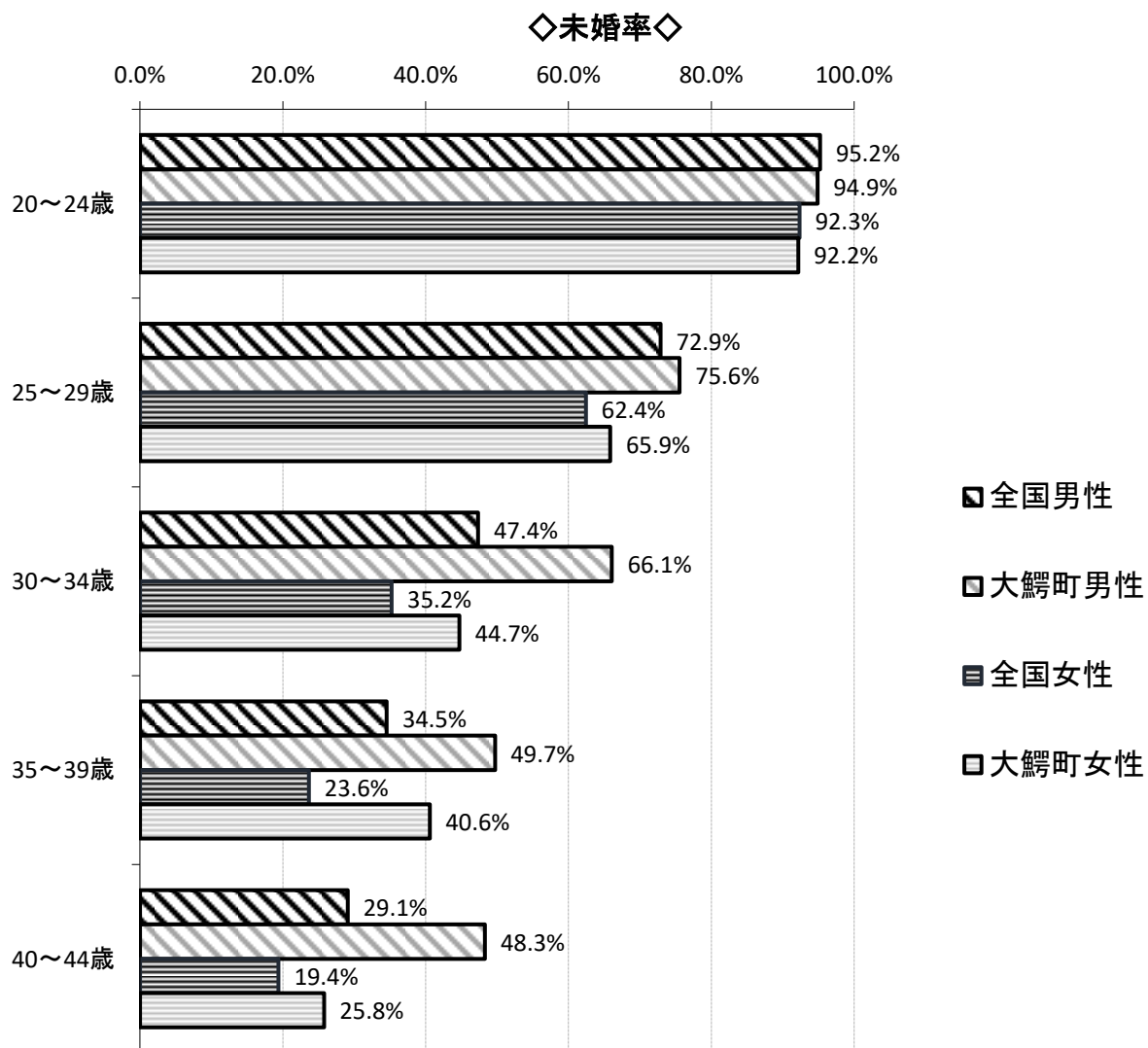


※国勢調査（平成27年、令和2年）

(7) 未婚率

全国と比較すると「20～24 歳」を除いて、男女ともに、未婚率が高くなっています。

全国との差が最も大きいのは、男性では「40～44 歳」の 19.2 ポイント、女性では「35～39 歳」の 17.0 ポイントとなっています。



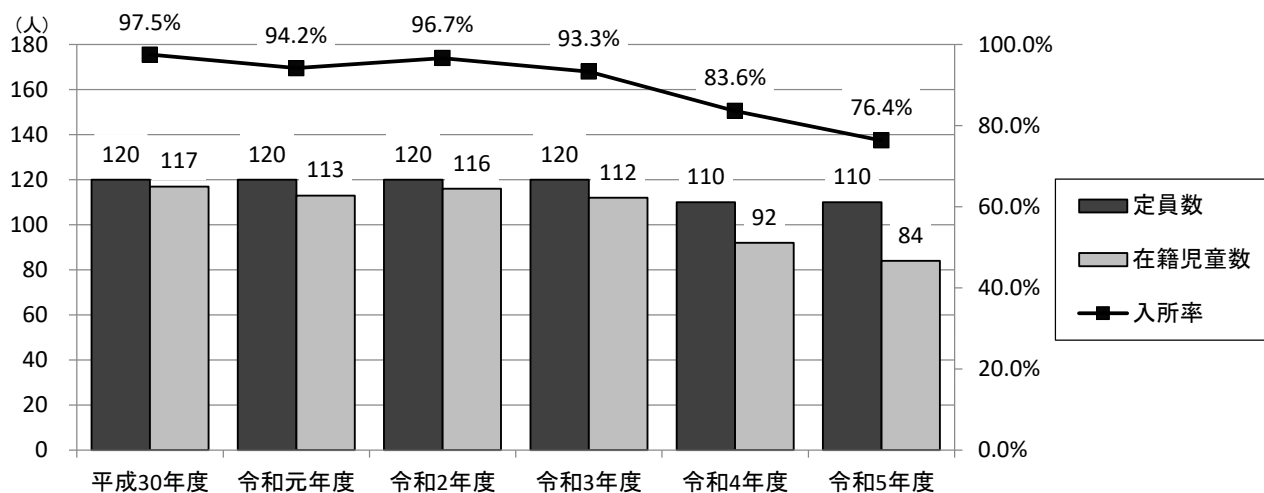
※国勢調査（令和2年）

(8) 保育所の状況

保育所の在籍児童数は児童数減少の影響もあり、概ね減少傾向で推移しています。

定員数は、平成30年度から令和3年度は120人、令和4年度以降は110人となっており、令和5年度の入所率は、76.4%となっています。

◇保育所の状況◇



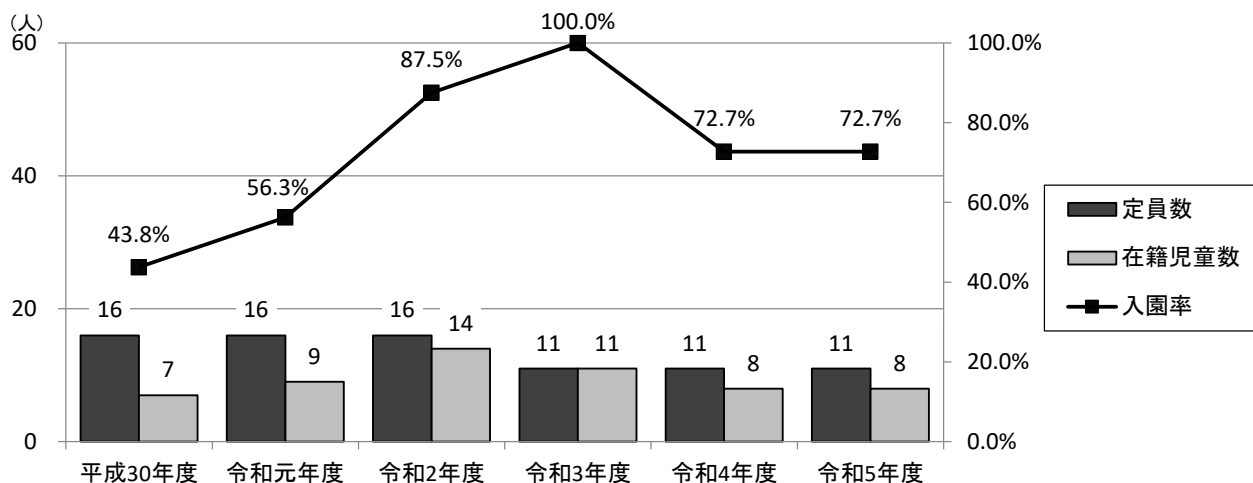
※保育所等利用待機児童数調査（各年10月1日）

(9) 幼稚園の状況

1号認定の私立認定こども園の在籍児童数は、令和2年度までは増加傾向で推移していましたが、それ以降は、減少に転じています。

定員数は、平成30年度から令和2年度は16人、令和3年度以降は11人となっており、令和5年度の入園率は、72.7%となっています。

◇幼稚園の状況◇

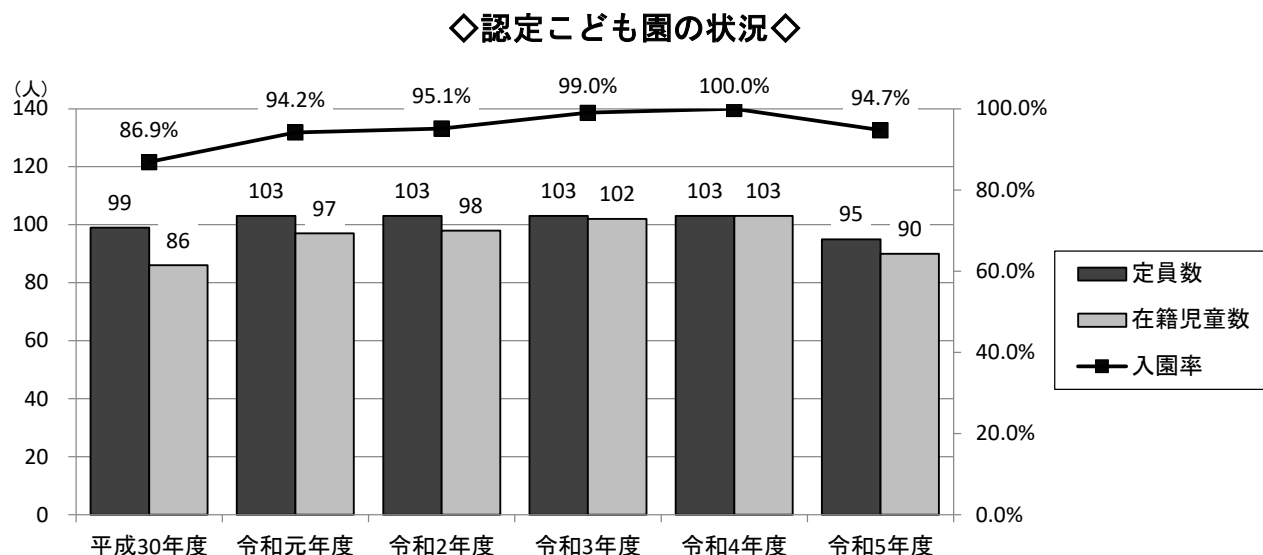


※大鰐町保健福祉課児童福祉係（各年10月1日）

(10) 認定こども園の状況

2、3号認定の私立認定こども園の在籍児童数は、令和4年度までは増加傾向で推移していましたが、それ以降は、減少に転じています。

定員数は、平成30年度は99人、令和元年度から令和4年度は103人、令和5年度は95人となっており、令和5年度の入園率は、94.7%となっています。

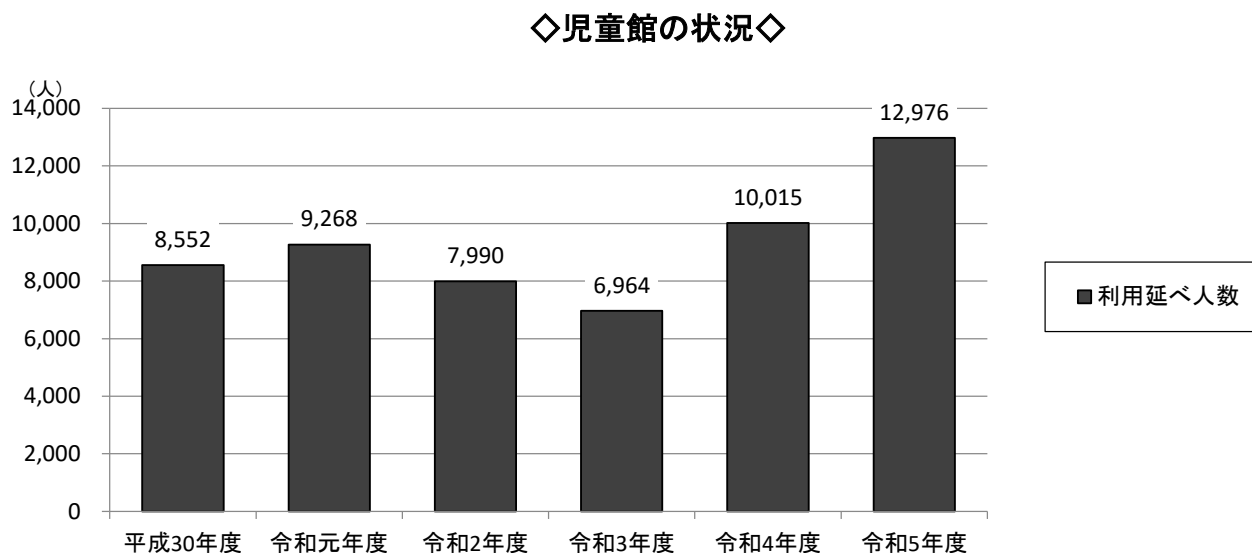


※保育所等利用待機児童数調査（各年10月1日）

(11) 児童館の状況

本町においては、児童館を1か所設置しており、放課後児童クラブも併設しています。

年度によって利用者数に変動がみられますが、令和3年度以降は、増加傾向で推移しており、令和5年度の利用延べ人数は12,976人となっています。



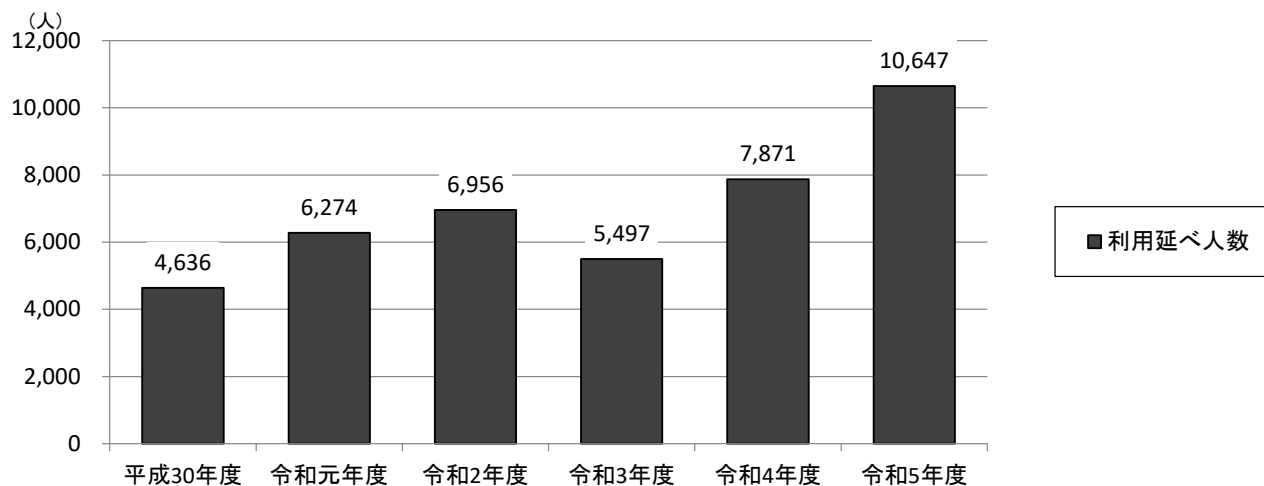
※大鰐町保健福祉課児童福祉係

(12) 放課後児童クラブの推移

本町においては、放課後児童クラブを 1 か所設置しています。

一時は利用の減少がみられましたが、令和3年度以降は、大幅な増加に転じており、令和5年度の利用延べ人数は 10,647 人となっています。

◇放課後児童クラブの推移◇

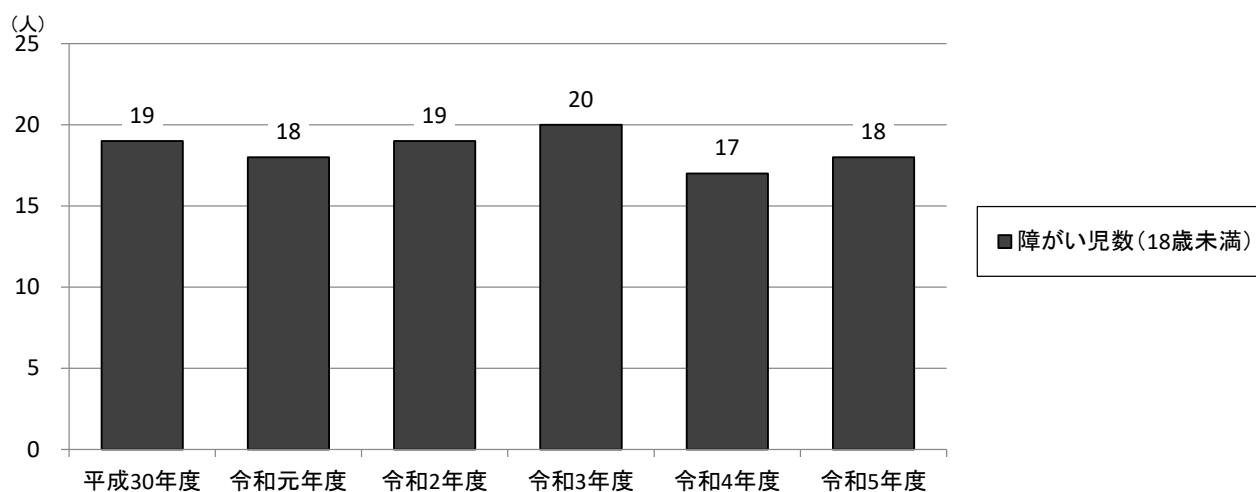


※大鰐町保健福祉課児童福祉係

(13) 障がい児数の推移

本町における障がい児数は、児童数が減少するなか、概ね横ばいで推移しています。

◇障がい児数の推移◇

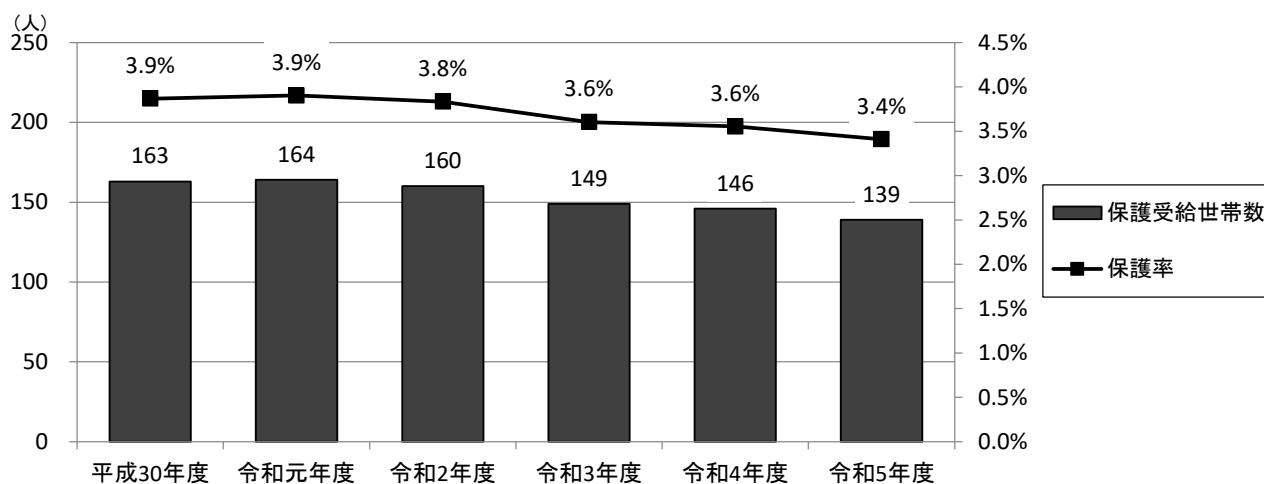


※大鰐町保健福祉課福祉係（各年 4 月 1 日）

(14) 生活保護世帯数の推移

保護受給世帯数は、世帯数の減少の影響もあり、ゆるやかな減少傾向で推移しており、令和6年度の保護率は3.4%となっています。

◇生活保護世帯数の推移◇



※大鰐町保健福祉課福祉係（各年4月1日）

2. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の実施概要

本調査は、「第3期大鰐町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年度～令和11年度)策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

◆調査対象及び調査方法

項目	就学前児童	小学生
調査対象	未就学児を持つ保護者	小学生を持つ保護者
配布数	200	300
抽出法	下記の調整を行ったうえで、住民基本台帳から就学前児または小学生がいる世帯を母集団として系統抽出方法により抽出 同じアンケートが同一世帯に届かないように、兄弟姉妹が在籍する場合は下学年の児童の保護者宛てに調査票を配布 ただし、就学前児童用アンケートと小学生用アンケートの両方が届く世帯についての調整は実施していない	
調査方法	①郵送による配布・回収 ②教育・保育施設・小学校を通した配布・回収 ③Web	
調査時期	令和6年2月～3月	
調査地域	大鰐町全域	

◆配布数及び回収結果

項目	就学前児童	小学生
配布数	200	300
有効回収数	120	160
有効回収率	60.0%	53.3%

◆結果の表示

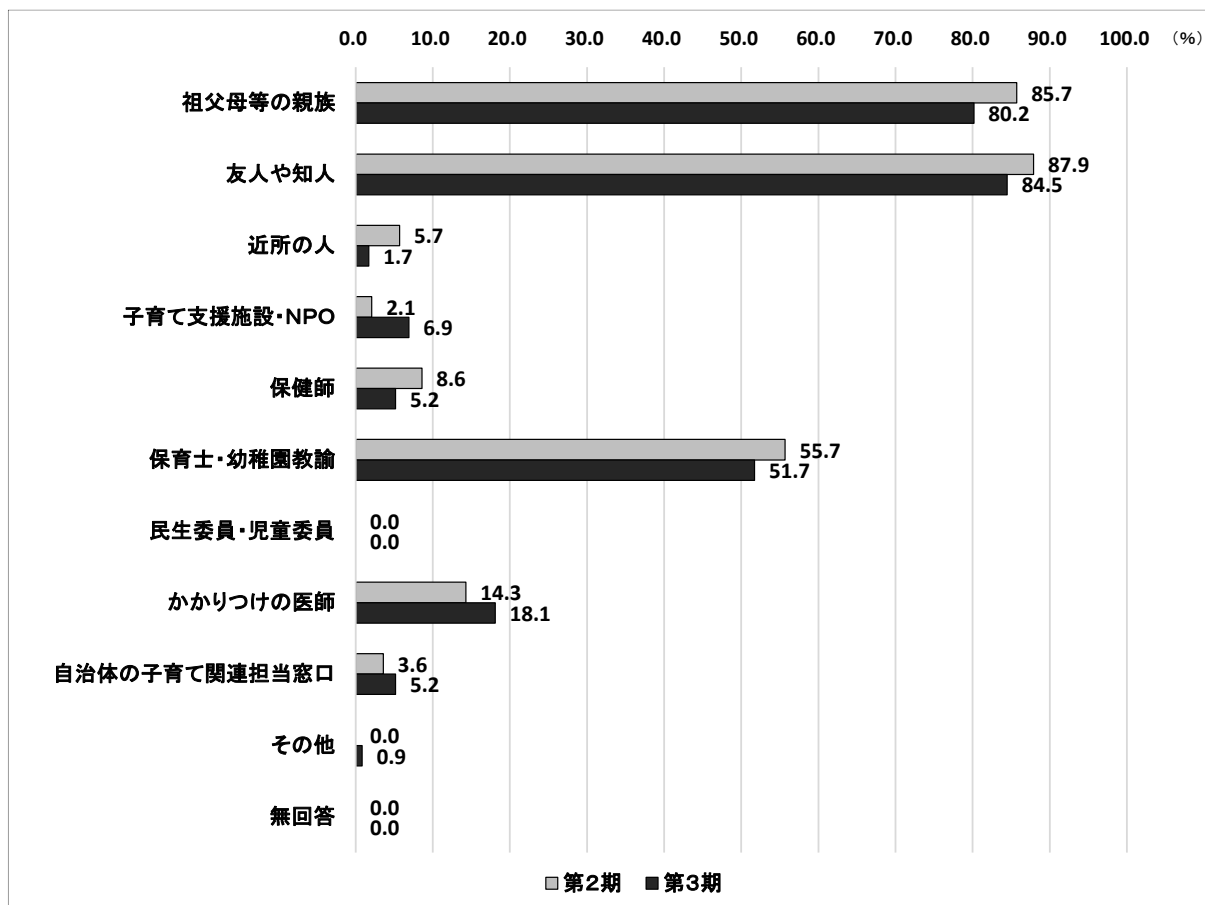
- 百分比（全体を 100 としたときの割合）は回答数を 100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位まで示しています。このため、百分比の合計が 100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。
- 過去の調査の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っています。5 ポイント程度の増減は「やや増加（減少）」、10 ポイント程度の増減は「増加（減少）」という言葉を使用しています。

(2) 調査結果概要

① お子さんの育ちをめぐる環境について

ア. 子育て（教育を含む）に関する相談先

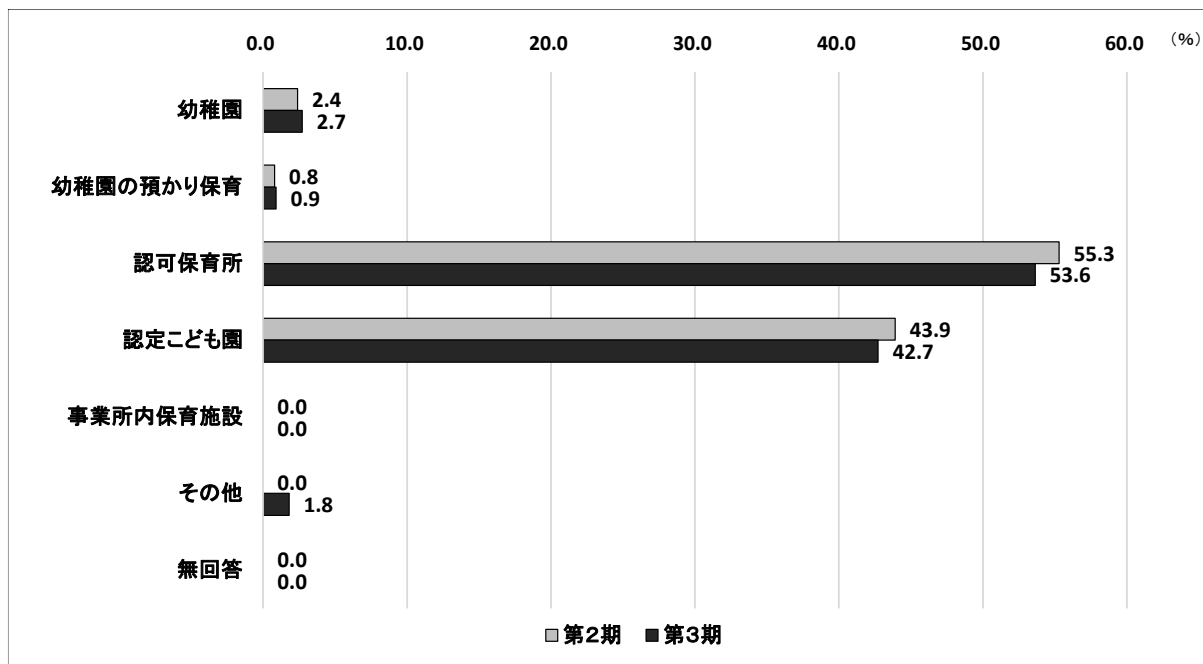
- 「友人や知人」が84.5%で最も高く、次いで「祖父母等の親族（80.2%）」、「保育士・幼稚園教諭（51.7%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「子育て支援施設・NPO」がやや増加し、「祖父母等の親族」がやや減少しています。



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

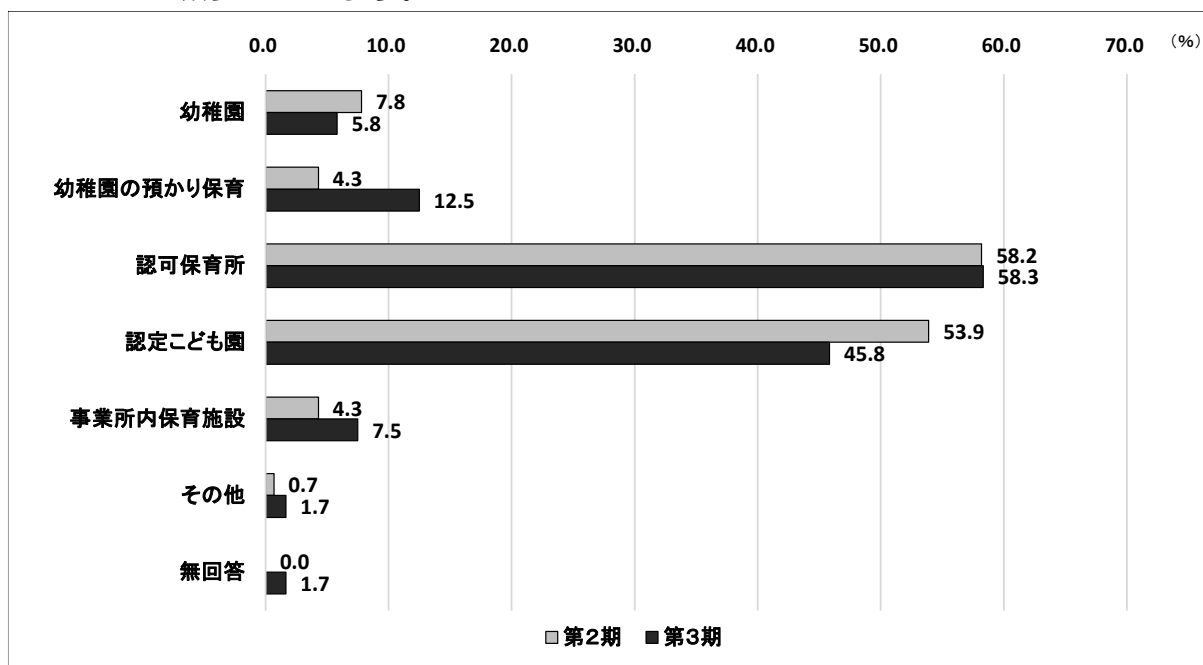
ア. 利用している教育・保育事業

- 「認可保育所」が53.6%で最も高く、次いで「認定こども園（42.7%）」、「幼稚園（2.7%）」と続いています。
- 前回調査と比較し、大きな変化はありません。



イ. 利用したい教育・保育事業

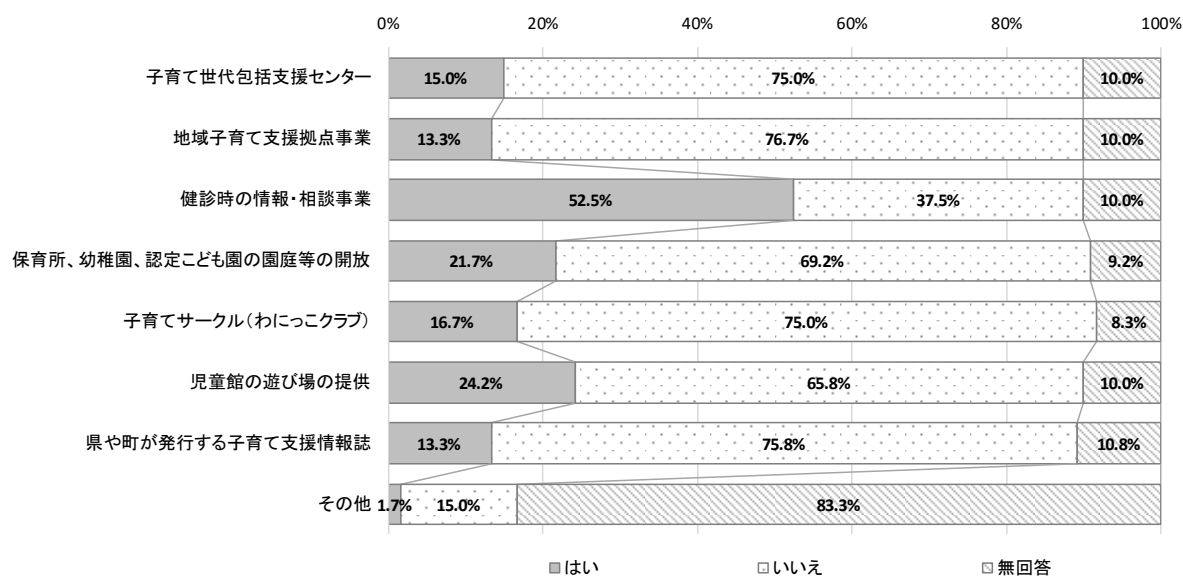
- 「認可保育所」が58.3%で最も高く、次いで「認定こども園（45.8%）」、「幼稚園の預かり保育（12.5%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」が増加し、「認定こども園」が減少しています。



③ 地域の子育て支援事業の利用状況について

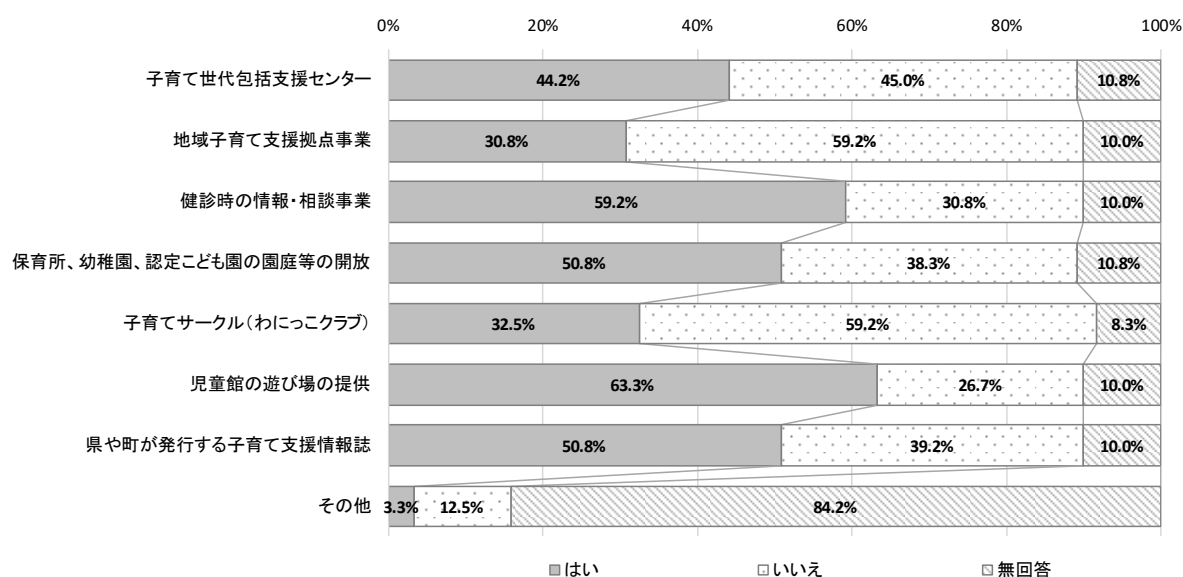
ア. 利用したことがある子育て支援事業

- 「健診時の情報・相談事業」が52.5%で最も高く、次いで「児童館の遊び場の提供（24.2%）」、「保育所、幼稚園、認定こども園の園庭等の開放（21.7%）」と続いています。



イ. 今後利用したい子育て支援事業

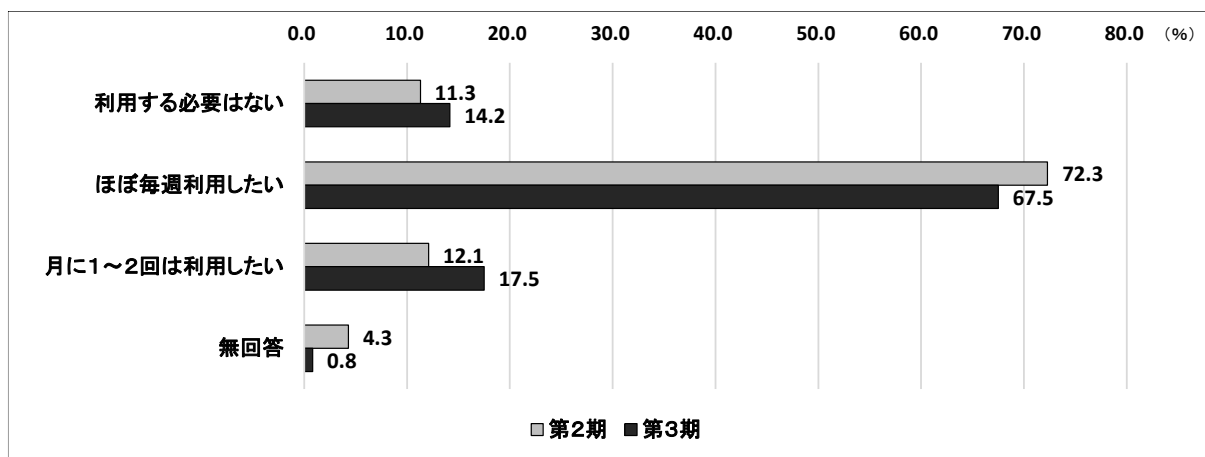
- 「児童館の遊び場の提供」が63.3%で最も高く、次いで「健診時の情報・相談事業（59.2%）」、「保育所、幼稚園、認定こども園の園庭等の開放／県や町が発行する子育て支援情報誌（50.8%）」と続いています。



④ 土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望について

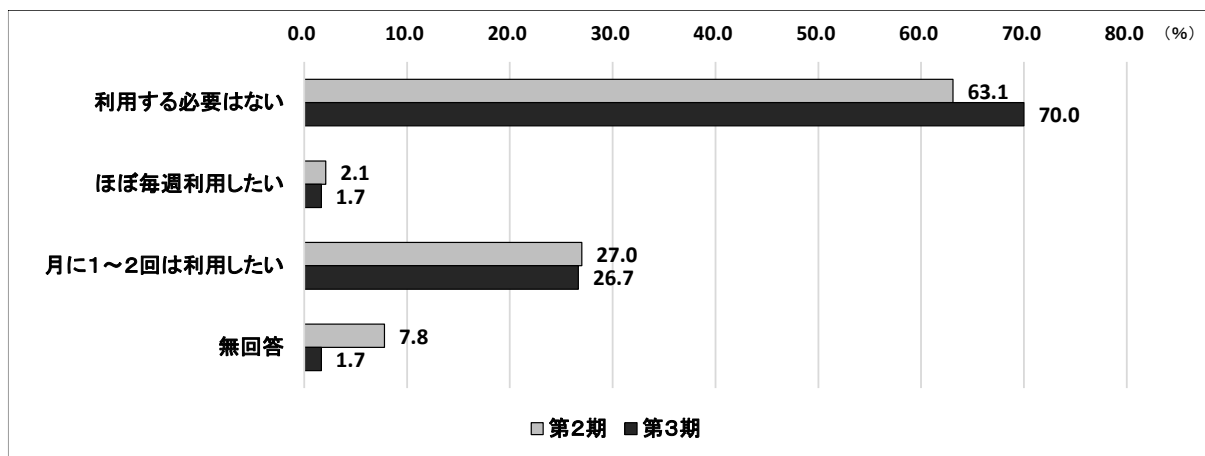
ア.「土曜日」の定期的な教育・保育事業の利用希望

- 「ほぼ毎週利用したい」が67.5%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい（17.5%）」、「利用する必要はない（14.2%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「月に1～2回は利用したい」がやや増加し、「ほぼ毎週利用したい」がやや減少しています。



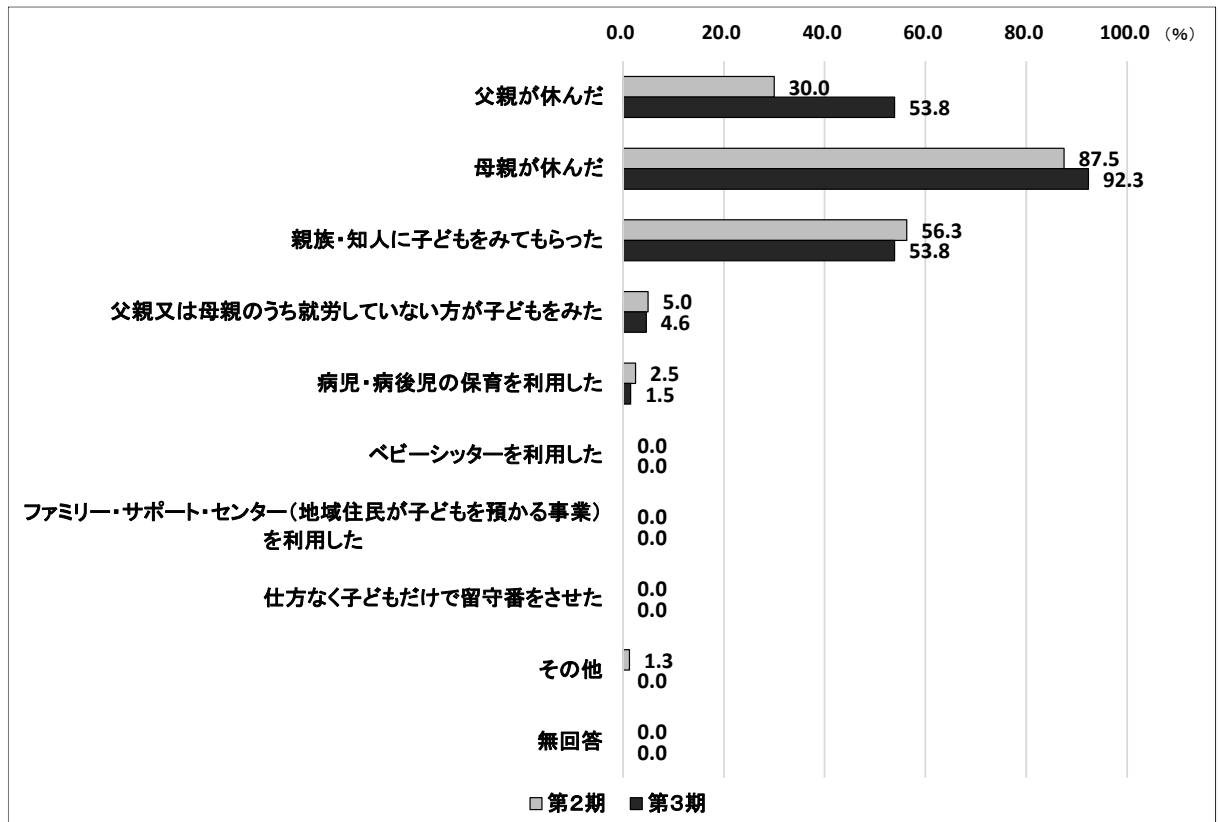
イ.「日曜日・祝日」の定期的な教育・保育事業の利用希望

- 「利用する必要はない」が70.0%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい（26.7%）」、「ほぼ毎週利用したい（1.7%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「利用する必要はない」がやや増加しています。



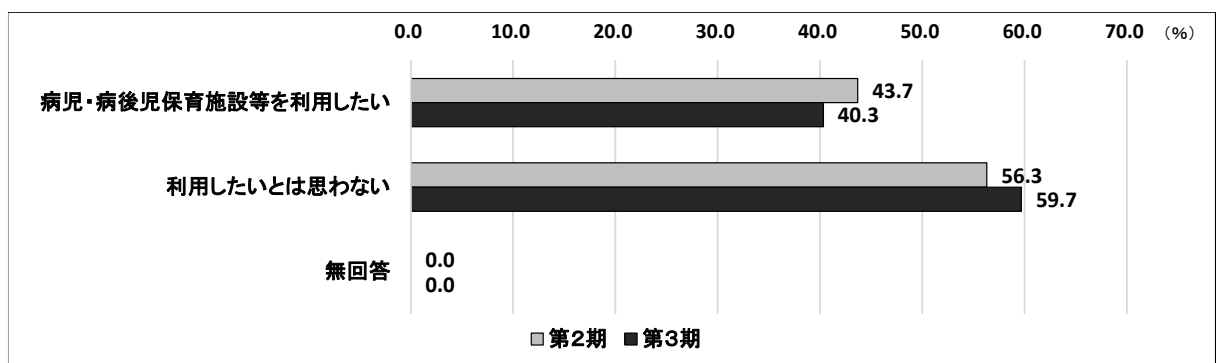
ウ. お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

- 「母親が休んだ」が92.3%で最も高く、次いで「父親が休んだ／親族・知人に子どもをみてもらった（53.8%）」、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた（4.6%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が増加しています。



エ. 病児・病後児保育施設等の利用意向

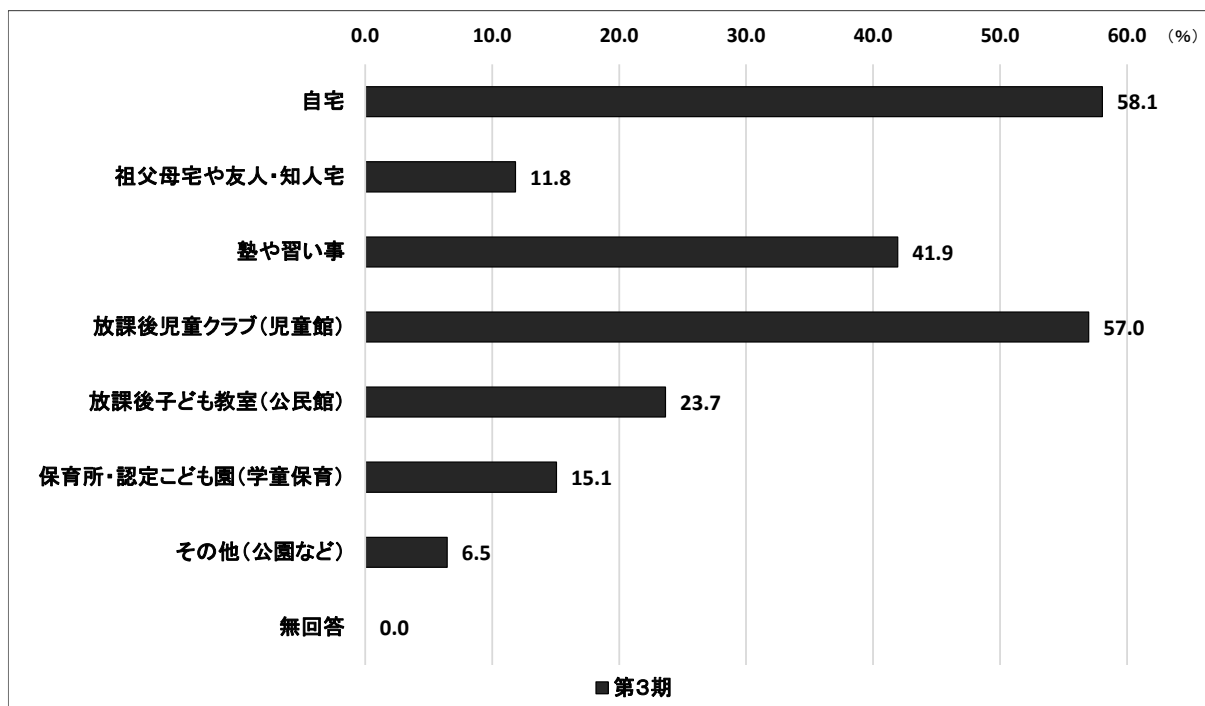
- 「病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.3%、「利用したいとは思わない」が59.7%となっています。
- 前回調査と比較し、大きな変化はありません。



⑤ 放課後の過ごし方について

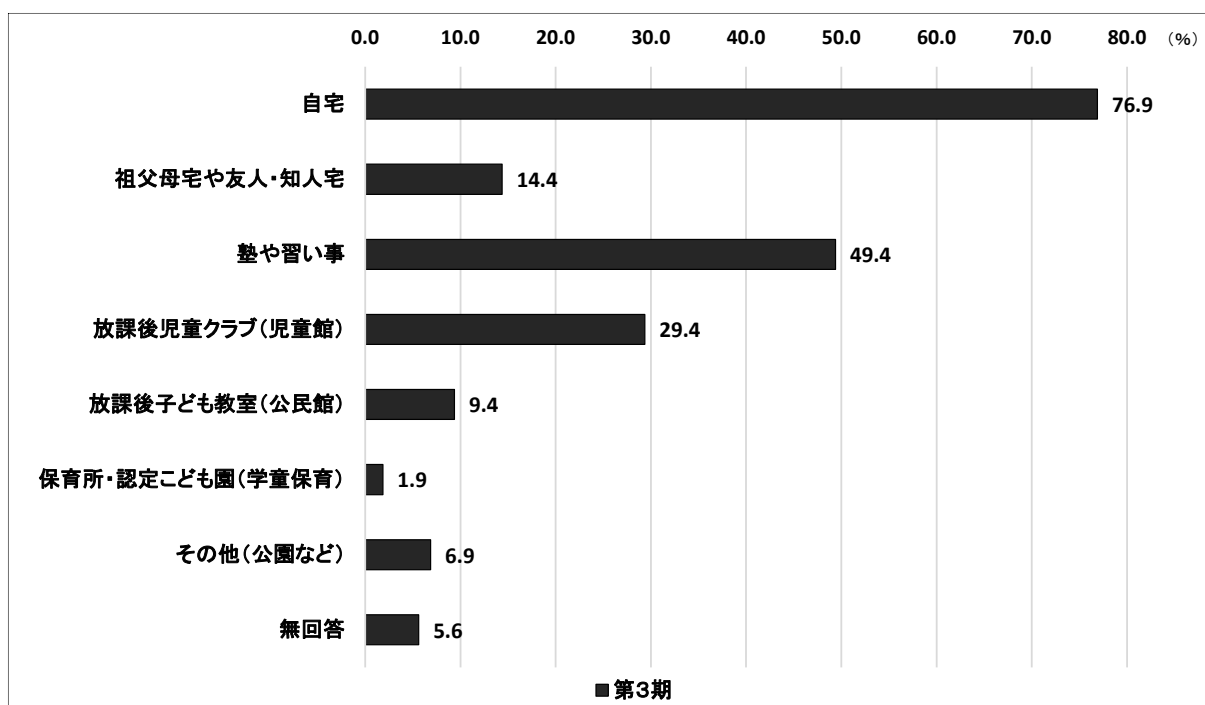
ア. 小学校低学年（１～３年生）

- 「自宅」が58.1%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ(児童館)(57.0%)」、「塾や習い事（41.9%）」と続いています。



イ. 小学校高学年（４～６年生）

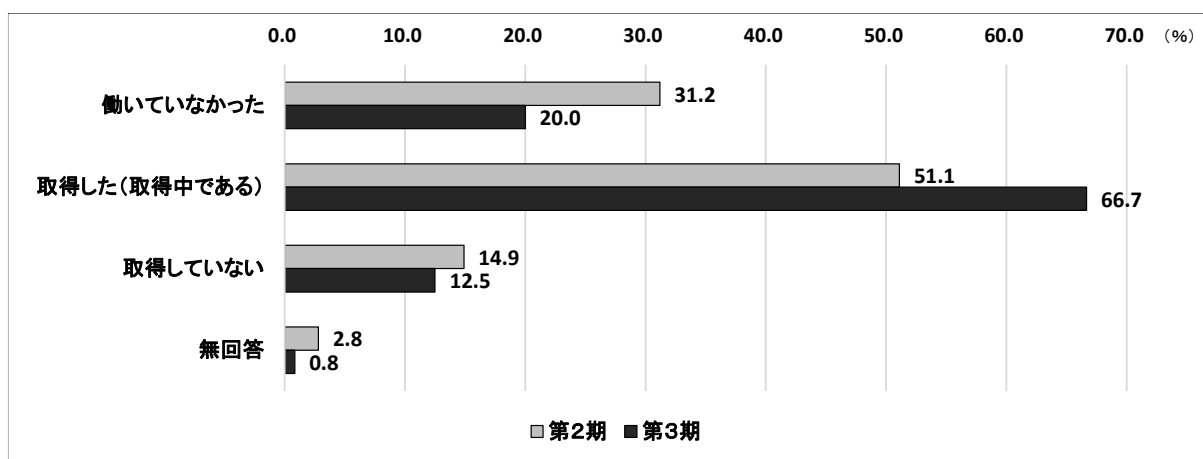
- 「自宅」が76.9%で最も高く、次いで「塾や習い事（49.4%)」、「放課後児童クラブ（児童館）(29.4%)」と続いています。



⑥ 育児休業や短時間勤務制度などの取得の有無について

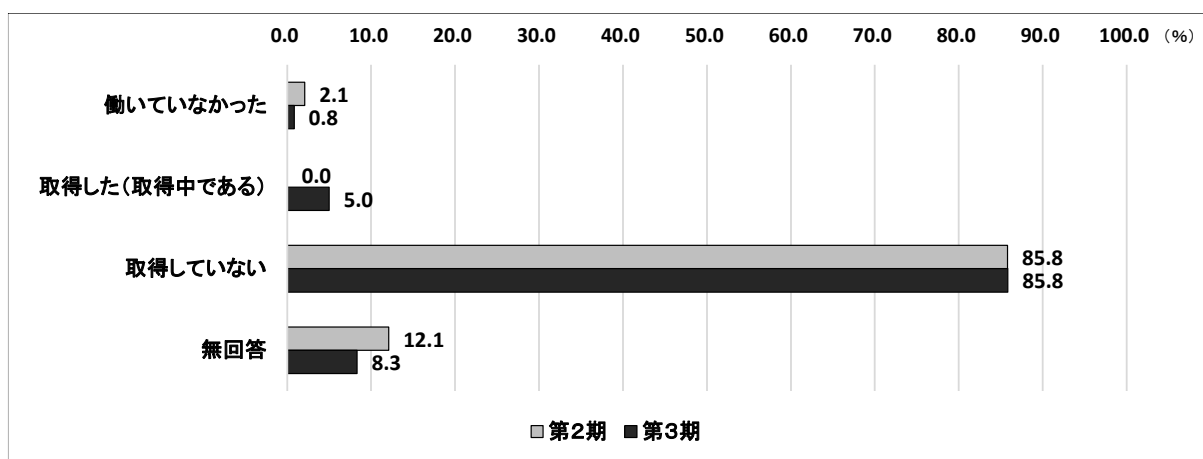
ア. 母親

- 「取得した（取得中である）」が66.7%で最も高く、次いで「働いていなかった（20.0%）」、「取得していない（12.5%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が増加し、「働いていなかった」が減少しています。



イ. 父親

- 「取得していない」が85.8%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）（5.0%）」、「働いていなかった（0.8%）」と続いています。
- 前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」がやや増加しています。



⑦ 子育て環境や支援について

ア. お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度

(満足度：1＝低⇔5＝高)

●全体では、「満足度3」が42.9%で最も高く、次いで「満足度2(26.1%)」、「満足度4(18.6%)」と続いています。

●未就学、小学生はともに、「満足度3」が最も高くなっています。

	割合(%)				
	満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5
全体	6.4	26.1	42.9	18.6	5.7
未就学	7.5	27.5	38.3	20.0	6.7
小学生	5.6	25.0	46.3	17.5	5.0

イ. ヤングケアラーについて

a. 家族や親族、または友人・知人のお子さんにヤングケアラーと思われるお子さんはいますか

- 全体では、「いない」が67.1%で最も高くなっていますが、「家族・親族にいる」、「友人・知人のお子さんにいる」を足すと3.2%（280人中9人）となっています。
- 「友人・知人のお子さんにいる」割合は、未就学より小学校の方が割合が高くなっています。

	割合（％）			
	家族・親族にいる	友人・知人のお子さんにいる	いない	わからない
全体	0.7	2.5	67.1	28.9
未就学	0.8	1.7	69.2	27.5
小学生	0.6	3.1	65.6	30.0

b. ヤングケアラーに関して、相談しやすい環境づくりとして必要なこと

- 全体では、「教育・保育施設、学校に相談窓口があること」が69.6%で最も高く、次いで「24時間いつでも相談できること（59.6%）」、「SNSでの相談が可能であること（53.6%）」と続いています。
- 未就学では「SNSでの相談が可能であること」が、小学生では「教育・保育施設、学校に相談窓口があること」が最も高くなっています。

	割合（％）						
	役場に相談窓口があること	教育・保育施設、学校に相談窓口があること	NPO等の非営利団体に相談窓口があること	24時間いつでも相談できること	SNSでの相談が可能であること	その他	特になし
全体	48.2	69.6	21.1	59.6	53.6	3.2	3.6
未就学	53.3	60.0	20.0	60.8	61.7	3.3	4.2
小学生	44.4	76.9	21.9	58.8	47.5	3.1	3.1

ウ. 大鰐町の今後の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

- 全体では、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」が74.3%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる医療体制の充実(56.8%)」、「子どもが安心して遊べる場や公園の整備(52.9%)」と続いています。
- 未就学、小学生はともに、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」が最も高くなっています。

	割合 (%)								
	妊娠前・妊娠中の相談体制・支援の充実	産後における家事や育児への支援体制の充実	産後ケアや乳幼児健診、予防接種などの母子保健サービスの充実	安心して子どもが医療機関にかかる医療体制の充実	子育てや子どもの発達などについての不安や悩みの相談体制・支援の充実	教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減	子どもが安心して遊べる場や公園の整備	保護者の入院など緊急時における子どもの預かり支援サービスの充実	犯罪から子どもを守る体制の充実
全体	12.5	17.1	12.1	56.8	16.1	74.3	52.9	15.0	29.6
未就学	17.5	19.2	15.8	54.2	18.3	75.0	52.5	15.0	30.0
小学生	8.8	15.6	9.4	58.8	14.4	73.8	53.1	15.0	29.4

	割合 (%)								
	子どもへの虐待やいじめ防止対策の充実	障がいのある子どもが地域で安心して生活ができる環境や施策の充実	子どもの心身の健やかな成長と学力の向上が図れる学校教育環境(施設)の充実	仕事と子育てが両立できるような保育所や認定こども園など教育・保育環境(施設)の充実	仕事と子育てが両立できるような放課後児童クラブ(学童保育)の充実	仕事と子育てが両立できるような職場環境づくりに向けた企業や労働者に対する啓発	家事・子育てへの男女共同参画の意識づくり	その他	特になし
全体	40.0	13.6	31.1	15.4	23.9	16.8	5.7	1.4	0.4
未就学	37.5	16.7	20.8	22.5	23.3	15.0	7.5	1.7	0.8
小学生	41.9	11.3	38.8	10.0	24.4	18.1	4.4	1.3	0.0

3. 子ども・子育てに関する主な課題

(1) 子育て家庭への支援の充実

女性の労働意欲の高まりなどを背景に女性の社会進出が進み、日本における女性の就業率が上昇し、共働き世帯も増加しています。

子育て家庭の就労形態の変化による保育ニーズの多様化も、今後さらに進むことが予測されることから、柔軟に対応できる受け入れ体制を整備する必要があります。

同時に、企業等に対しても仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに向けた啓発を進めていくことが必要です。

さらに、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあることから、子どもが放課後を安全に過ごすために、遊びや生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、居場所づくりの強化が必要です。

(2) 健全な子育て・親育ち支援の充実

少子化により、乳幼児と関わることなく妊娠・出産に至る保護者が多くなっています。また、近年、児童虐待の問題が頻発しており、保護者のメンタルヘルスへの重要性が高まっています。

子どもの健やかな成長にとって、保護者が子育てに喜び等を感じ、ゆとりを持って子育てができる環境づくりが求められています。

乳幼児期における親子の愛着関係の形成や家族とのふれあいから、豊かな情操、命を大切に作る心や思いやる心、さらには、社会性や生活習慣が育まれることから、保護者に家庭教育の重要性を認識してもらうとともに、子育て家庭の不安をやわらげる環境づくりが必要です。

(3) 地域で支える子育て支援の充実

子どもが巻き込まれる事故や犯罪の発生により、子育て家庭の安全・安心に関する意識はますます高まっています。

子育て家庭のみでは、安全・安心の確保には限りがあることから、地域全体で子育て・子育てを見守る住民意識の向上をはじめ、ハード面の整備を含めた安全・安心に過ごせる環境づくりが必要です。

(4) 子どもの権利擁護に関する取組みの充実

「こども基本法」が令和5年に施行されたことに伴い、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護を図る取組みを一層強化し、社会全体でその意識を共有し、醸成するための周知・啓発を推進していくことが必要です。

◆こども基本法◆

○目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進します。

○基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

4. 第2期計画の進捗評価

本町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期大鰐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

施策ごとの実施状況について評価を行った結果、「3点：計画通り」が40.7%、「2点：概ね計画通り」の割合が51.9%となっており、ほとんどが目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

◆担当課評価

3点：計画通り

2点：概ね計画通り

1点：ほとんど実施していない

0点：実施していない

◇第2期計画の施策の評価結果◇

基本 目標	主要施策	施策数	評価			
			3点	2点	1点	0点
1. 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援の充実						
	(1)妊娠・出産に関する不安や負担の軽減	2	1	1		
	(2)子育ての不安や負担の軽減	4	2	2		
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実						
	(1)成長期の食育	1		1		
	(2)喫煙・飲酒防止教育	1		1		
	(3)思春期教育	1	1			
3. 特別な支援を要する家庭の自立支援						
	(1)ひとり親家庭への自立支援、相談事業の充実	1		1		
	(2)障がい・発達に遅れのある子どもへの支援	2		2		
	(3)健常児との交流促進	1		1		
4. 多様で柔軟な子育てサービスの充実等						
	(1)教育・保育環境の充実	2		2		
	(2)放課後における子どもの活動支援	1	1			
	(3)ワーク・ライフ・バランスの充実支援	1		1		

基本 目標	主要施策	施策数	評価			
			3点	2点	1点	0点
5. 地域でつくる安心・安全な子育て環境の推進						
	(1)児童虐待防止	1	1			
	(2)教育・保育に関わる職員の資質向上	1	1			
	(3)地域のなかで育ち合う環境の整備	2			2	
	(4)交通安全教育の推進	1	1			
	(5)地域で見守る防犯対策	2	2			
	(6)子育てに関する相談・支援体制の充実	1	1			
	(7)安心・安全な遊び場所の整備	1		1		
	(8)子どもの貧困対策	1		1		
計		27	11	14	2	0
		100.0%	40.7%	51.9%	7.4%	0.0%

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

健やかな笑顔にあふれ豊かな心を育むまち

第6次大鰐町振興計画に掲げられた、まちづくりの大きな柱「基本方針」の一部です。

次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子どもを産み育てることができる町を目指します。子育て支援の二ーズを見直し、経済的・人的支援など切れ目ない支援の充実を図ります。

2. 基本方針

地域みんなで支え合い、子どもを産み育てることに喜びを感じるまちづくり

次世代を担う子どもの育成は、持続的なまちづくりの要といえます。

しかし、少子化や核家族化が進み、家庭だけで十分な子育て環境を整えるのは難しく、さらに厳しい社会状況のなかにあって、子育てに不安を持つ親が増えています。

また、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化しています。そこで、働き方や子育て支援などの社会的基盤を整備していく必要があり、特に子育て期に多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければなりません。

さらに、町においても増加傾向にあるひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭を包む、地域社会のあり方も問われています。

これらの状況を踏まえ、地域や、子育てに関わる関係機関が連携し、地域全体で子どもを守り・育てるまちづくりを進めます。

3. 基本的な視点

本計画の基本的な視点としては、第2期計画を踏襲し、次に掲げる4つの視点に基づき策定します。

視点1 子どもの視点

支援法においては、「子どもの最善の利益」が優先されます。

すべての子どもたちに健康で安全な発達が保障されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

視点2 将来親となる視点

子育ては両親が協力して行うという原則に立ち、「親」自身が自立した社会人として成長するための長期的視点に立った取組を進めます。

親（保護者）の不安や心身の疲れを解消し、乳幼児・児童の虐待を未然に防ぐためにも、妊娠から出産、学童期までの切れ目のない支援に取り組めます。

また、子どもはいずれ、次の世代を育てる親となるという視点から、豊かな人間性を持ち、健康で思いやりのある子を育てるための取組を進めます。

視点3 社会で育てる視点

子どもとその家庭を守るため、地域社会を構成するすべての人々が子育てに協力する社会を目指します。

子どもたちが地域の人々に守られていることを感じ取ることの出来るまちづくりを進めます。

視点4 ワーク・ライフ・バランスの視点

国が働き方改革を推進していることもあり、近年定着しつつあるワーク・ライフ・バランス※ですが、さらなる普及に向け、仕事や子育てに追われ、心身の健康を損ねることがなく、また余暇時間を持てる生活者の視点を大切にしたい取組を進めます。

※ワーク・ライフ・バランスとは

誰もが家庭生活と仕事、ボランティア等個人の自己実現のための活動を、自らが「こうありたい」と希望するバランスにおいて展開すること。

◇SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進◇

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に開催された国連サミットにおいて採択された行動計画により示された先進国を含む国際社会全体の開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標と、その下位目標である169のターゲットにより構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む内容となっています。

町では、計画を推進するにあたって、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。



4. 施策の体系

基本目標	施 策
1 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援の充実  	(1) 妊娠・出産に関する不安や負担の軽減 (2) 子育ての不安や負担の軽減
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実  	(1) 成長期の食育 (2) 喫煙・飲酒防止教育 (3) 思春期教育
3 特別な支援を要する家庭の自立支援     	(1) ひとり親家庭への自立支援、相談事業の充実 (2) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援 (3) 健常児との交流促進
4 多様で柔軟な子育てサービスの充実等    	(1) 教育・保育環境の充実 (2) 放課後における子どもの活動支援 (3) ワーク・ライフ・バランスの充実支援
5 地域でつくる安心・安全な子育て環境の推進      	(1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止 (2) 教育・保育に関わる職員の資質向上 (3) 地域のなかで育ち合う環境の整備 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域で見守る防犯対策 (6) 子育てに関する相談・支援体制の充実 (7) 安心・安全な遊び場所の整備 (8) 子どもの貧困対策

第4章 施策の展開

基本目標 1 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援の充実

《SDGs3・4》

妊娠期や出産期に保護者が抱える不安や負担は大きく、一人で抱え込むことも少なくありません。また、母子ともに健やかに過ごすために、妊婦の適切な健康管理が求められています。

これらの不安や負担を軽減し、また、母子の健康を確保するため、町では、妊婦の健康管理、家庭訪問による相談活動を実施し、妊婦健康診査の受診率は100%であるほか、3か月児健診までにすべての乳児に100%訪問しているなど、各種取組を着実に実施しています。さらに、乳幼児に対する各種健康診査や乳幼児期の食育の推進、さらには、経済的負担の軽減など子育て支援事業の充実に取り組み、子育て家庭への各種支援を実施してきました。

しかし、ニーズ調査では、実際に持つつもりの子どもの数が理想より少ない理由として、「食費、衣服費、こづかいなど、子どもを育てることにお金がかかるから」(54.3%)、「子どもの教育にお金がかかりすぎるから」(53.3%)、「育児の心理的、肉体的負担が重いから」(31.7%)、「高年齢になってから産むのはいやだから」(30.0%)といった回答が上位を占めています。

妊娠、出産、子育てまでに至る保護者の不安や負担を軽減するとともに、母子の健康維持のため、関係機関と連携のもと、一貫した切れ目のない支援を行います。

(1) 妊娠・出産に関する不安や負担の軽減

安心安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児対策を充実します。

① 妊産婦の健康管理

【現状課題】

母子ともに健やかに過ごすために、妊産婦の適切な健康管理が求められています。

町では、妊娠届出の機会を利用し、妊娠中から産後の心身の健康管理を支援するために妊婦窓口保健指導を行っています。

妊娠届出時のアンケート調査結果をみると、令和5年度の妊婦の喫煙率は9.5%であり、同居家族の喫煙も42.9%と県より高い状況です。

妊婦の飲酒については、令和5年度では0%となっています。

【対策】

ア. 妊産婦健康診査による健康管理の推進

妊婦健康診査事業として、妊婦や赤ちゃんの健康状態を把握するための健診に係る受診票を交付しています。異常の早期発見に努めるなど、周産期死亡の減少を図ります。また、産婦健康診査事業として、産婦の心身の健康状態を把握し、必要な支援につなぐための健診に係る受診票を交付しています。基本的な妊婦健康診査 14 回、超音波検査 4 回、子宮頸がん検査 1 回、HTLV-1 抗体検査 1 回、性器クラミジア検査 1 回、N スコア 1 回。産婦健康診査 2 回まで。

イ. 窓口での保健指導による健康管理の推進

安全な妊娠期間を経て元気な子どもを産む、また妊娠中の生活の仕方がわかるなど、妊娠出産に対する正しい知識を持ってもらうため、早期に妊娠届出をしてもらい、窓口での保健指導を実施します。

また、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、訪問指導等必要な支援をしていきます。

ウ. 妊娠期からの口腔の健康保持・増進の啓発

妊婦歯科健康診査事業として、受診票を交付しています。母のむし歯と子のむし歯の関連が指摘されていることから、妊娠期からのむし歯予防について指導していきます。

エ. 妊産婦の禁煙や禁酒の啓発

低体重児出生、流・早産、SIDS などの予防のため、喫煙・飲酒が妊娠及び子どもに与える影響について指導し、禁煙・禁酒の啓発をしていきます。

オ. 母子健康手帳の交付

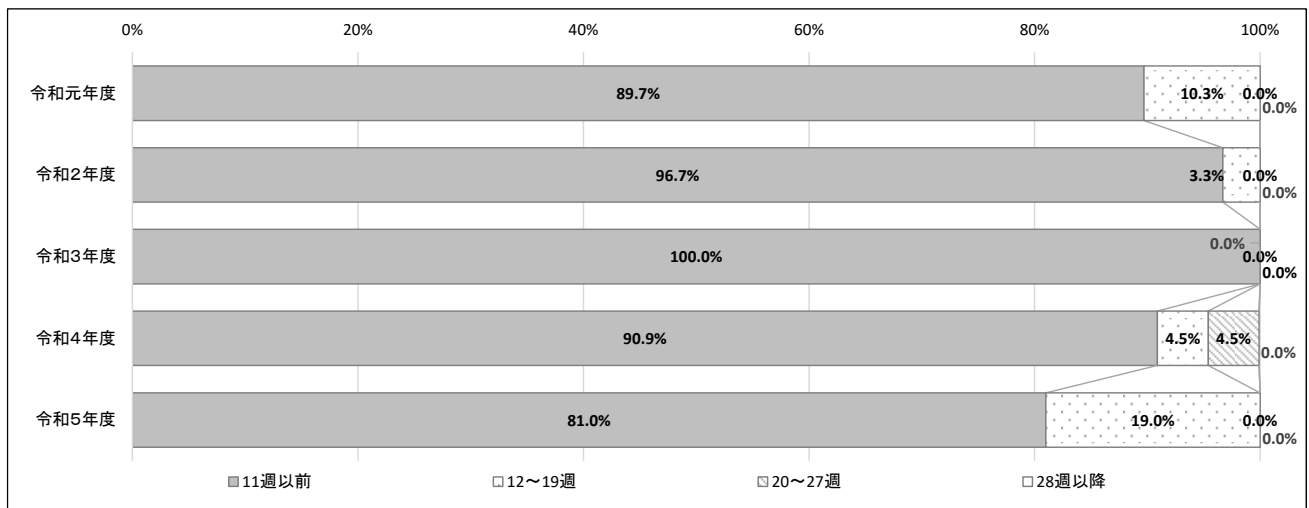
妊娠届出時に、妊娠中から産後の母子の経過や健康診査、検査、予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付します。

【目標】

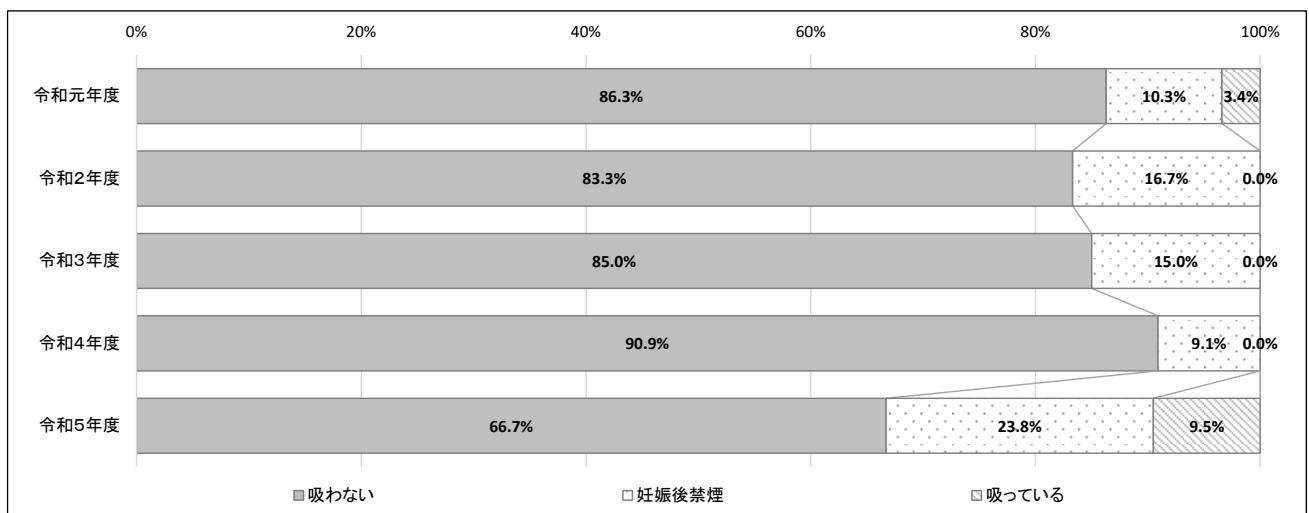
全出生中の低体重児の割合	減少傾向へ
妊娠届出時の保健指導率	100%
妊娠 11 週以下での妊娠届出率	95%以上
妊娠中の妊婦の喫煙率	0%
育児期間中の父親の喫煙率	20%
育児期間中の母親の喫煙率	4%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0%

【参考資料／妊産婦情報共有システム運用状況】

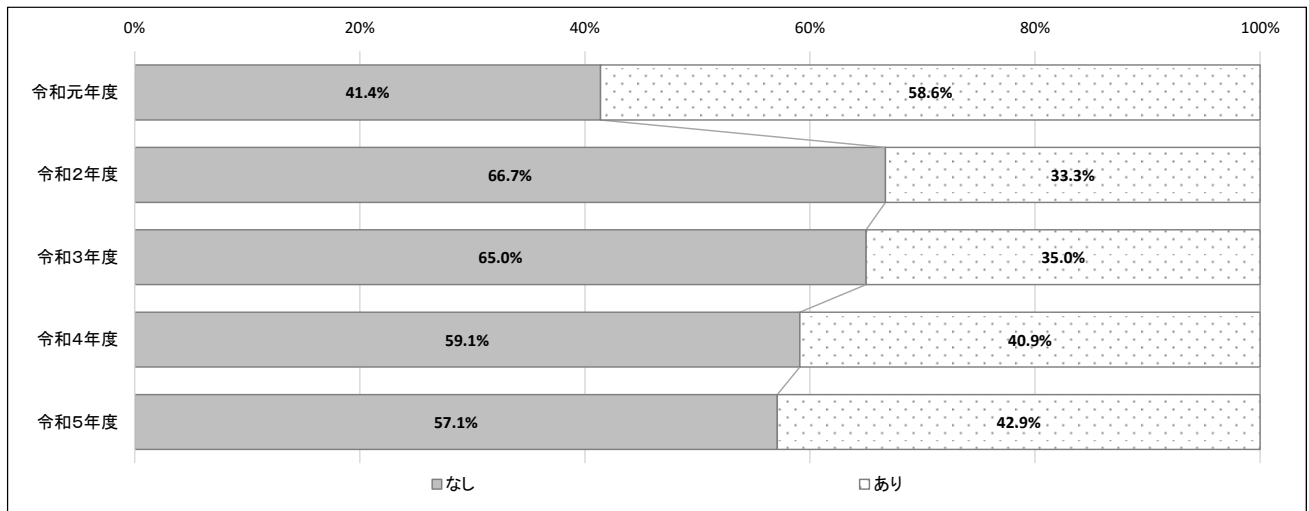
◇妊娠届出状況◇



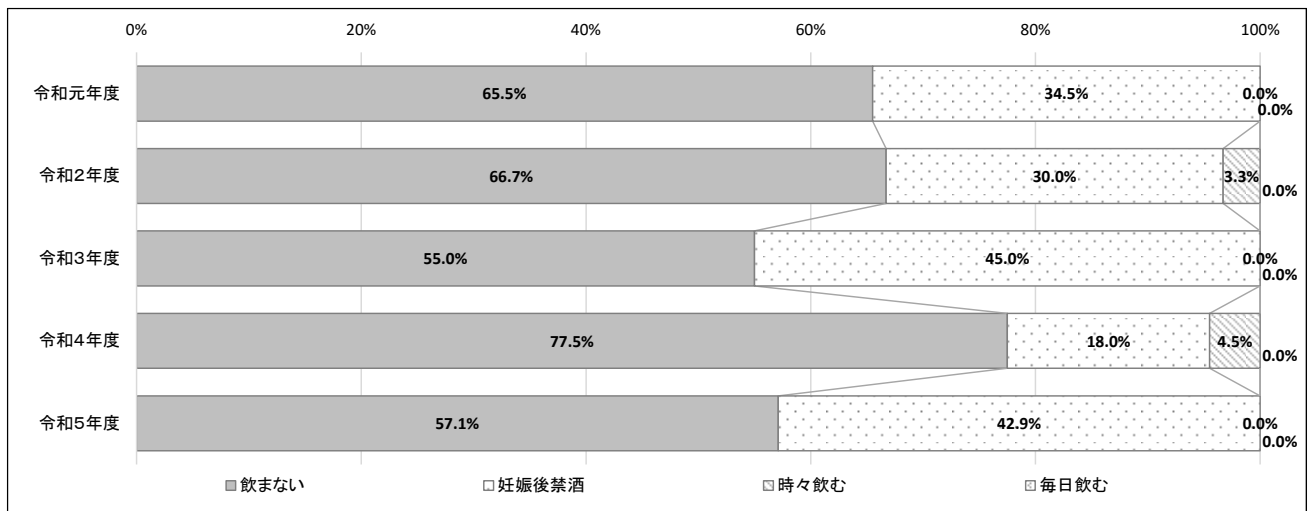
◇妊婦の喫煙◇



◇同居者の喫煙◇



◇妊婦の飲酒◇



② 家庭訪問による相談活動

【現状課題】

母親になろうとしている人や、最初の子どもを育てることは不安が大きいものです。ゆとりを持って楽しく育児をするための支援や、疾病・障がいの早期発見が大切です。

また、出産により母親の心身のバランスが崩れると、育児が困難になり、乳児の発達にも影響を及ぼします。母親のメンタルヘルスと虐待のリスクを早期に把握し支援していく必要があります。

【対策】

ア. 家庭訪問による健康管理の促進

伴走型相談支援として妊産婦への家庭訪問を通して、妊娠及び出産、育児にむけた母親の心身の健康管理を支援します。新生児・乳児への家庭訪問では、子どもが心身ともに健全に成長できるための相談・指導を受ける機会とするとともに、疾病や障がいの早期発見に努めます。

また、産婦訪問時には、EPDS（産後うつスクリーニング）を行い、9点以上のハイリスクの場合は、継続的な訪問指導、医療機関への紹介などによりきめ細かく支援していきます。

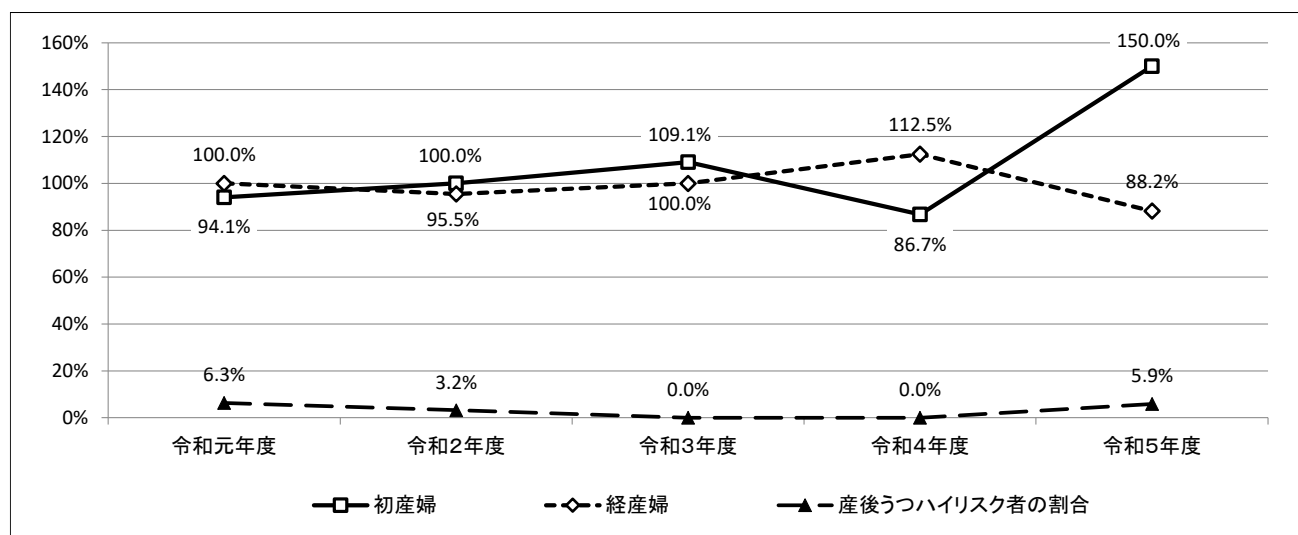
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援の情報提供を実施する乳児家庭全戸訪問事業を併設して実施します。

【目標】

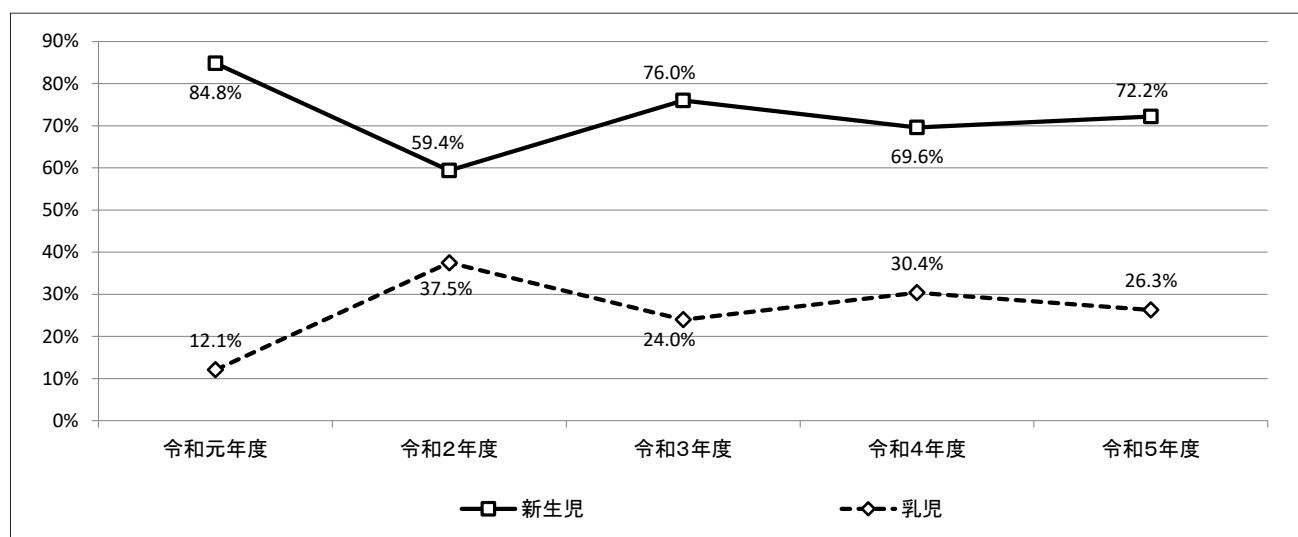
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	減少傾向
3か月児健診までの乳児訪問	100%

【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

◇産婦訪問の実施率◇



◇新生児・乳児訪問の実施率◇



(2) 子育ての不安や負担の軽減

保護者の不安や悩みの軽減、解消を図るため、母子ともに健やかに過ごせる環境を充実します。

「孤育て」や「孤食」、「ひきこもり」など孤独・孤立を防ぐため、子育てを支援する仕組みの一層の充実を図り、地域において子どもを安心して育てることができる環境整備を進めていきます。

① 乳幼児健康診査

【現状課題】

乳幼児の疾患や障がいの早期発見と早期療育のため、発育の段階に応じた健康診査を実施するとともに、保護者の不安や悩みの解消を図ることが求められています。

健診の問診結果をみると、育児負担があると答える割合は、およそ 1～2 割であり、近年は 3 歳児でも高めの傾向にあります。また、育児を楽しんでいる割合は、3 歳で最も減少する傾向がみられます。

【対策】

ア. 子どもの成長に合わせた健診の実施

疾病の早期発見、早期治療の働きかけをします。また、育児について気軽に相談でき、子育ての悩みが解消できるように働きかけます。

イ. 保健指導による健康管理の推進

こども家庭センターを窓口として健診後も電話や訪問、健康相談等を通して保健指導を実施し、切れ目のない子育て支援をします。

ウ. 各種予防接種の実施

感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止します。

任意予防接種の費用助成を行います。

【目標】

3か月児・7か月児・1歳児・1歳6か月児・3歳児健康診査の未受診率	0%
健診後のフォローと未受診者への対応	100%
子育てが楽しいと感じる母親の割合	増加
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3か月児 92% 1歳6か月児 85% 3歳児 75%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	95%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	95%
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	3か月児 95% 1歳6か月児 85% 3歳児 70%
「乳幼児揺さぶられ症候群」を知っている親の割合	100%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	増加

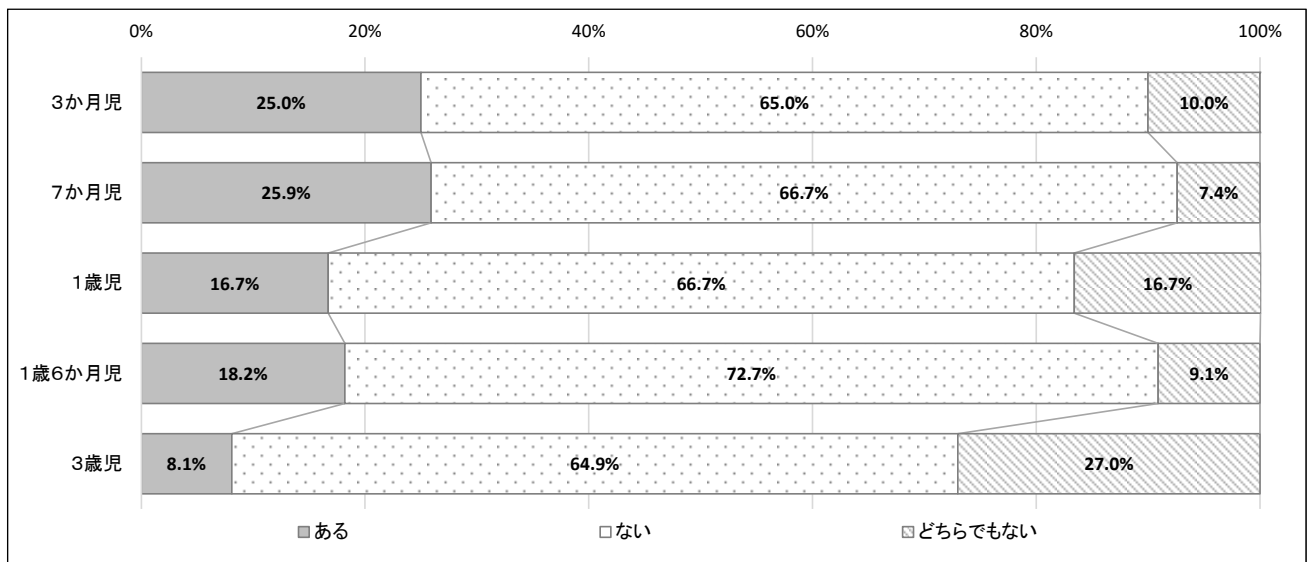
【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

◇乳幼児健康診査受診率◇

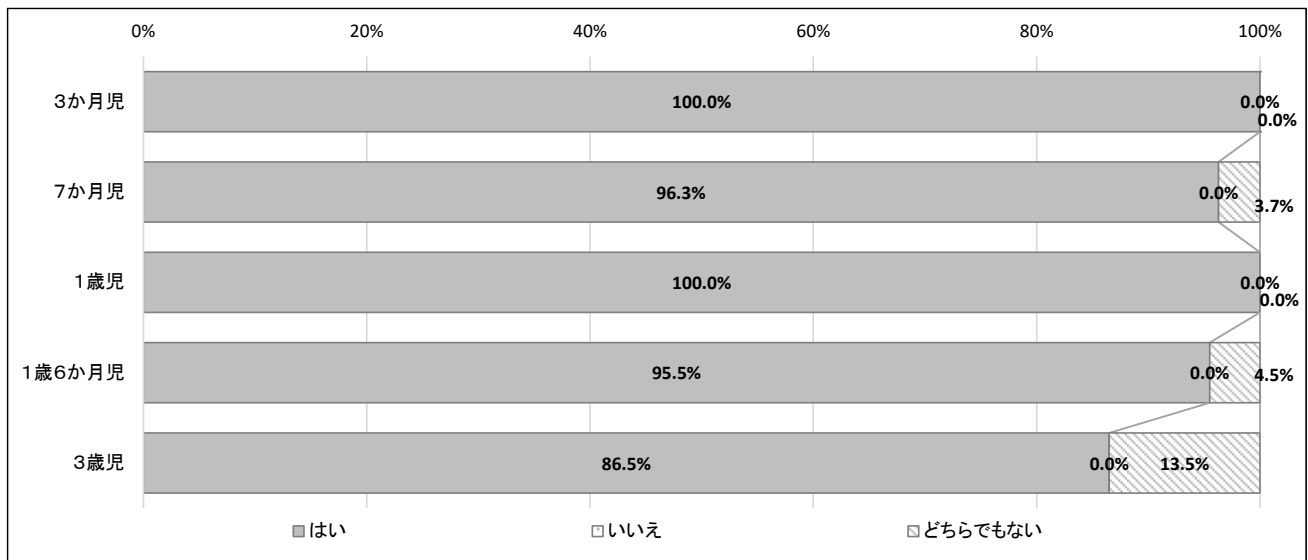
単位：％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3か月児	94.1	97.4	100.0	95.7	100.0
7か月児	91.3	97.3	97.0	100.0	100.0
1歳児	96.9	100.0	96.9	100.0	100.0
1歳6か月児	97.8	90.0	100.0	92.1	100.0
3歳児	91.5	100.0	91.5	93.5	100.0

◇育児負担の有無（令和5年度）◇



◇育児を楽しんでいると感じるか（令和5年度）◇



② 乳幼児歯科指導

【現状課題】

8020 運動を推進するために、乳幼児期から一貫した歯科保健対策を歯科医師会及び歯科衛生士会などの関係機関と連携し取り組む必要があります。

幼児期は永久歯の生え変わりの時期でもあり、正しい歯磨き習慣や食習慣の確立が求められています。

むし歯のある児は、1 歳 6 か月児が 0 であるのに対し、3 歳児になると年度により差があるものの、1～2 割の児がむし歯を持っているほか、仕上げ磨きについては、1 歳 6 か月児、3 歳児共に、年度によってばらつきはあるものの、子どもが磨かず親だけが磨く児や子どもだけで磨いている児がいるため、継続的な歯科指導が必要です。

【対策】

ア. 幼児期からの虫歯を予防

1 歳 6 か月児及び 3 歳児に対し、歯科医師による歯科健康診査並びに歯科衛生士による個別歯科指導を実施します。また、保護者の希望によりフッ素塗布を行います。

2 歳児を対象として歯科相談を実施し、歯科衛生士によるフッ素塗布及び歯科指導を実施します。

【目標】

むし歯のない 3 歳児の割合	増加
仕上げ磨きをする親の割合	増加
間食として甘味食品、飲料を頻回（1 日 3 回以上）飲食する習慣を持つ子どもの割合	減少傾向へ

【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

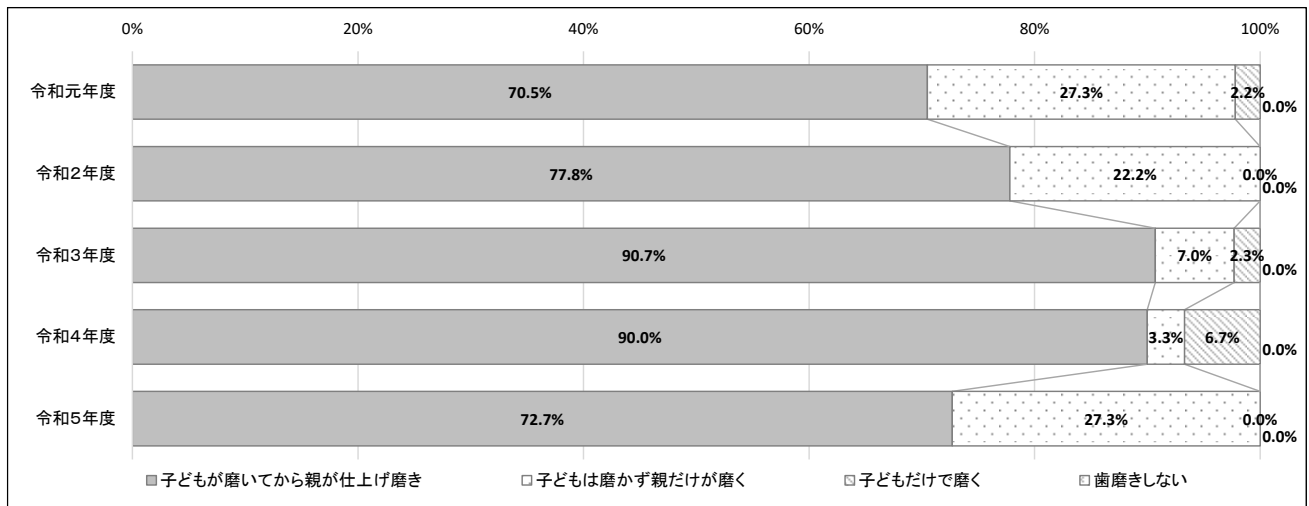
◇ 1 歳 6 か月児歯科健康診査 ◇

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診児（人）	町	44	27	33	35	22
う歯のない児（人）	町	44	27	33	35	22
う歯有病率（％）	町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	県	1.19	1.73	1.43	1.32	—
	全国	0.99	1.12	0.81	0.70	—
1 人あたりの平均う歯 本数（本）	町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	県	0.04	0.04	0.04	0.03	—
	全国	0.03	0.03	0.02	0.02	—

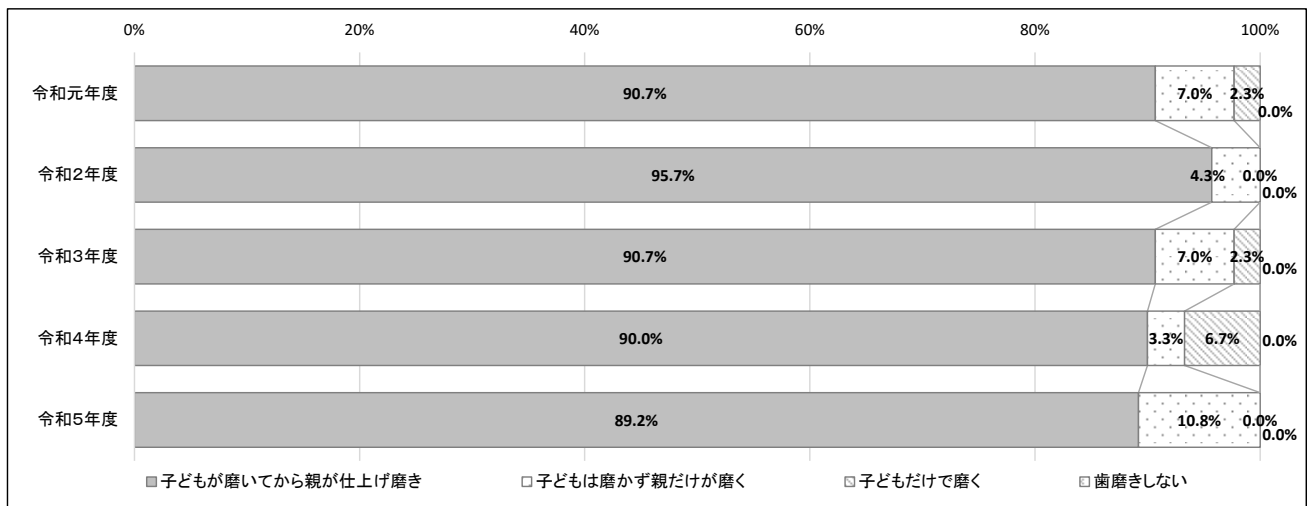
◇ 3 歳児歯科健康診査 ◇

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診児（人）	町	43	46	43	30	37
う歯のない児（人）	町	33	39	31	26	32
う歯有病率（％）	町	23.25	19.57	27.91	13.33	13.51
	県	20.36	20.65	16.30	14.56	—
	全国	11.90	11.81	10.20	8.64	—
1 人あたりの平均う歯 本数（本）	町	0.53	1.26	0.79	0.43	0.35
	県	0.70	0.76	0.54	0.49	—
	全国	0.39	0.39	0.33	0.28	—

◇ 仕上げ磨きの有無（1 歳 6 か月児） ◇



◇ 仕上げ磨きの有無（3 歳児） ◇



③ 乳幼児期の食育

【現状課題】

栄養・食生活は多くの生活習慣病に影響を与えるとともに、健康づくりに欠かすことのできない要素のひとつです。乳幼児期から規則正しい食習慣を身につけることが重要です。

健診の問診結果をみると、3 か月児健診において、「塩分を控えている」「薄味にしている」割合が低くなっています。

1歳6か月児、3歳児において甘味食品・飲料を頻回に摂取する割合が高く、おやつの時間を決めている割合が低くなっています。

【対策】

ア. 乳幼児期からの生活習慣病予防

妊婦窓口指導・健康診査・健康相談等で薄味を心がける、食事やおやつは質・量・時間に配慮するなど、栄養指導を実施し、食生活の改善に努めます。

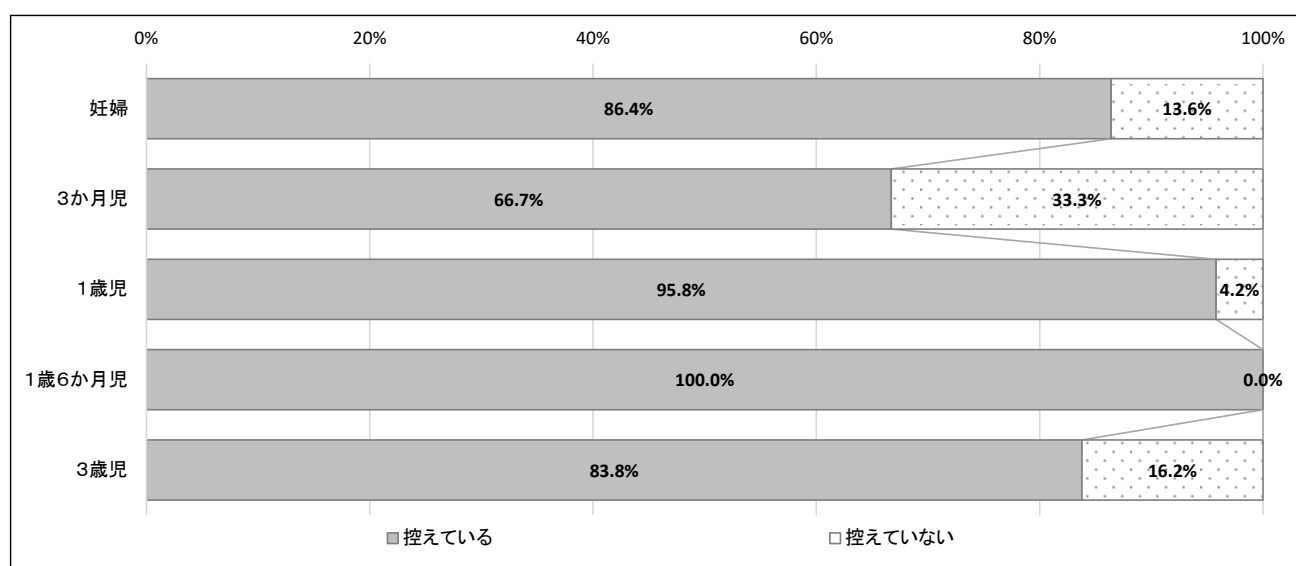
特に減塩、野菜摂取量の増加、おやつの内容等について、具体的に指導していきます。

【目標】

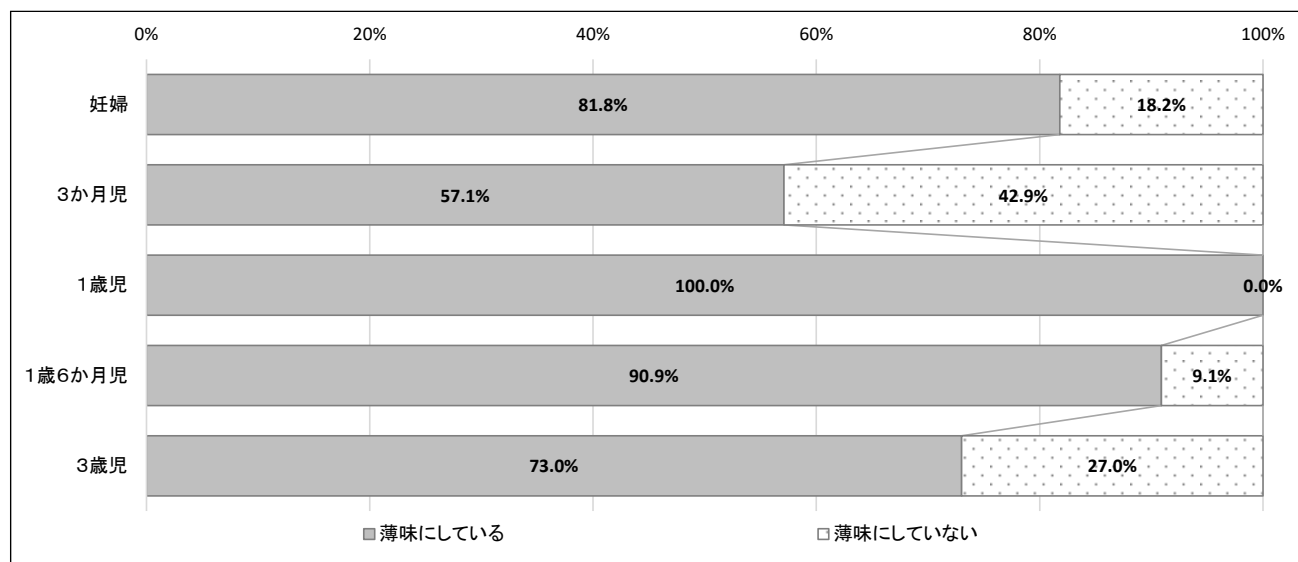
間食として甘味食品、飲料を頻回（1日3回以上）飲食する習慣を持つ子どもの割合	減少傾向へ
--	-------

【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

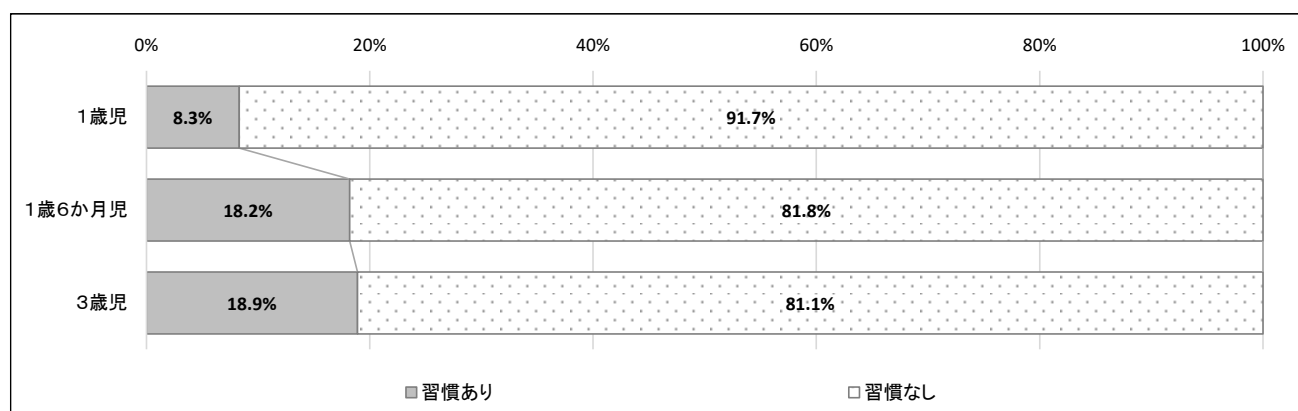
◇塩分の摂取状況（令和5年度）◇



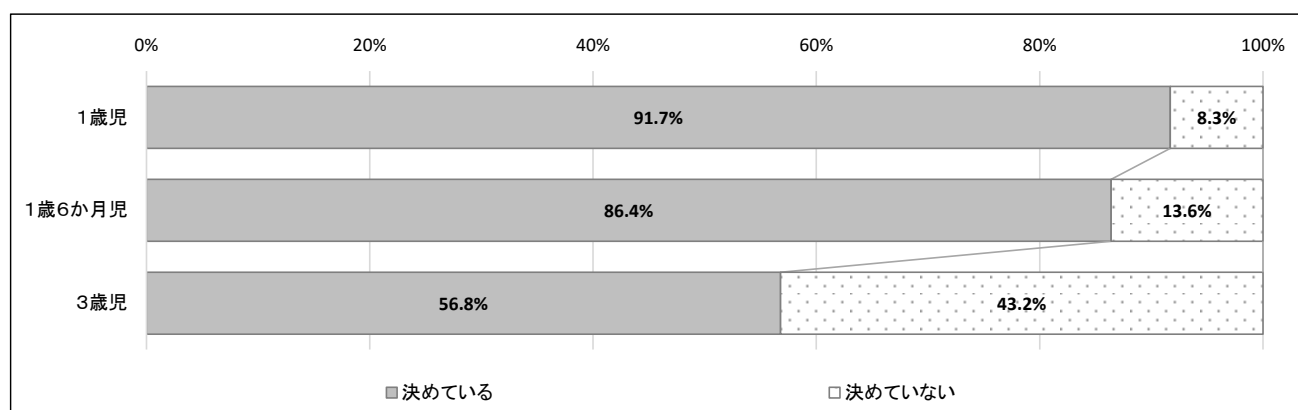
◇味付けの仕方（令和5年度）◇



◇甘味食品の摂取状況（令和5年度）◇



◇おやつを与える時間（令和5年度）◇



④ 子育て支援事業の充実

【現状課題】

子育て家庭にとって、精神的な負担感のほかに教育費や医療費などの経済的な負担感も高くなっており、近年の出生率低下の要因の一つになっています。

ニーズ調査の結果をみると、町に期待する施策として「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」が74.3%と最も高くなっており、妊娠から出産、乳幼児の健診や医療費、さらには保育料の軽減や要保護・準要保護児童・生徒※に対する就学援助費など、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

※要保護児童・生徒とは

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合。

※準要保護児童・生徒とは

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認められる場合。

【対策】

ア. 子育て家庭への経済的負担の軽減

子育て家庭への経済的負担軽減の一助として、現行の子育て関連手当・助成を周知徹底します。

【目標】

子育て家庭への経済的負担の軽減

【現行の手当・助成】

法定児童手当の支給	児童手当制度は、「家庭等における生活の安定」及び「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」の二つを目的とし、児童を養育する者に支給されます。なお、児童手当の受給者は、児童手当支給の趣旨に従って児童手当を用いなければならないことが法律上明記されています。
保育料の軽減	認定こども園・保育所入所家庭の経済的負担を軽減するため、国の保育料徴収基準より低額な町独自の保育料徴収基準を定め、保育料の軽減に努めています。
教育・保育給付の支給	質の高い就学前の教育・保育を受けられるよう、支援法に基づく教育・保育給付を支給します。
多子世帯に係る保育料の負担軽減	多子世帯の子どもが適切な教育・保育を受けられるよう、保育料の負担軽減を実施します。

未移行幼稚園等における施設利用料の補助	未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校に通う世帯の経済的負担を軽減するため、施設利用料の補助を実施します。
子ども医療費の助成	0歳～高校卒業までの通院・入院に係る医療費を助成しています。所得制限はありません。
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父または母及びその児童と、父母のいない児童の医療費を助成します。
自立支援医療費（育成医療）の給付	身体障がいなどで治療により改善見込みのある子どもへ医療費を給付します。
妊婦のための支援給付	妊娠している者及び妊娠している子どもの数に応じて給付金を支給します。

【母子保健計画指標一覧】

切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

項目	ベースライン	直近値	目標	設定根拠
全出生中の低体重児の割合＊	10.0%	16.7% (令和5年)	減少	国が示した目標値と同じもの
むし歯のない3歳児の割合＊	71.2%	86.5% (令和5年度)	87.0%	町独自のもの
妊娠中の妊婦の喫煙率＊	6.7%	9.5% (令和5年度妊産婦情報共有システム)	0.0%	国が示した目標値と同じもの
育児期間中の父親の喫煙率	43.2%	33.9%＊ (令和5年度)	20.0%	町独自のもの
育児期間中の母親の喫煙率	4.0%	6.2%＊ (令和5年度)	0.0%	町独自のもの
妊娠中の妊婦の飲酒率＊	0.0%	0.0% (令和5年度妊産婦情報共有システム)	0.0%	国が示した目標値と同じもの
乳幼児健康診査の受診率	未受診率 3か月児：2.9% 1歳6か月児：2.3% 3歳児：1.9%	未受診率 3か月児：0.0% 1歳6か月児：0.0% 3歳児：0.0% (令和5年度)	未受診率 0.0%	町独自のもの
仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月児：86.0% 3歳児：94.2%	1歳6か月児：72.7%＊ 3歳児：89.2% (令和5年度)	増加	町独自のもの
間食として甘味食品・飲料を頻回（1日3回以上）飲食する習慣を持つ者の割合＊	1歳6か月児：18.6% 3歳児：19.2%	1歳6か月児：18.2% 3歳児：18.9% (令和5年度)	1歳6か月児：10.0% 3歳児：10.0%	町独自のもの

項目	ベースライン	直近値	目標	設定根拠
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3 か月児：90.6% 1 歳 6 か月児：81.0% 3 歳児：78.8%	3 か月児：100.0%* 1 歳 6 か月児：81.8%* 3 歳児：64.9%* (令和5年度)	3 か月児：100.0% 1 歳 6 か月児：85.0% 3 歳児：75.0%*	町独自のもの
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	51.1%	96.7%* (令和5年度)	増加傾向へ	町独自のもの
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	91.7%	94.7%* (令和5年度)	95.0%	町独自のもの
体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3 か月児：100% 1 歳 6 か月児：83.3% 3 歳児：82.7%	3 か月児：100.0%* 1 歳 6 か月児：100.0%* 3 歳児：73.0%* (令和5年度)	3 か月児：100.0% 1 歳 6 か月児：100.0% 3 歳児：85.0%	町独自のもの
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	96.9%	100.0%* (令和5年度)	—	町独自のもの
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	—	95.8%* (令和5年度)	増加	町独自のもの

※は乳幼児健診情報システム

*は健康おおわに 21（第3次）計画にも含まれる指標である。

基本目標 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

《SDGs3・4》

学童期・思春期、成人期における健全で健康的な生活習慣や生活環境は、生涯、健康に過ごすための礎となるものです。

本町では、朝食作り教室の開催や健康教育の実施、思春期教室の実施など、正しい生活習慣の習得に向けた各種取組を行っていますが、朝食を欠食する子どもが一定数おり、親子で野菜摂取量が不足している、また、家庭での受動喫煙が依然としてみられます。

食育をはじめ、正しい食習慣を身に付けるための意識啓発を行うとともに、喫煙、飲酒の有害性に対する周知徹底を行うほか、思春期教育の充実を行うなど、子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の心身の健康を育む保健対策の充実に取り組めます。

(1) 成長期の食育

【現状課題】

生涯にわたって健康で暮らしていくためには、食に対する配慮が重要です。思春期は心身の成長が著しい時期でもあり、栄養の基礎知識や食が健康に及ぼす影響に関する学習、また、食に関する技術の習得を推進していく必要があります。そして、子どもが健康的な食生活を送るためには、保護者に対しても正しい食生活の知識を普及する必要があります。

朝食作り教室事前アンケート調査によると、朝食を欠食する子どもの割合が13.5%、朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合が89.2%となっています。また、令和5年度大鰐町小中学生アンケート調査によると、朝食を一人で食べる子どもの割合が小学生で16.2%、中学生では29.6%となっています。

痩身傾向児の割合は、小学5年生 0.0%、中学2年生 9.3%であり、肥満傾向児の割合は、小学5年生 22.2%、中学2年生 18.6%となっています。

【対策】

ア. 朝食作り教室の開催

食生活改善推進委員会の協力のもと、小学校6年生を対象として「朝食作り教室」を開催します。朝食の大切さとバランスの良い食事、肥満についての知識の普及に努めます。また、その保護者にも働きかけます。

イ. 食に関する知識の啓発・普及

学校保健と連携のもと、食に関する知識の普及に努めます。

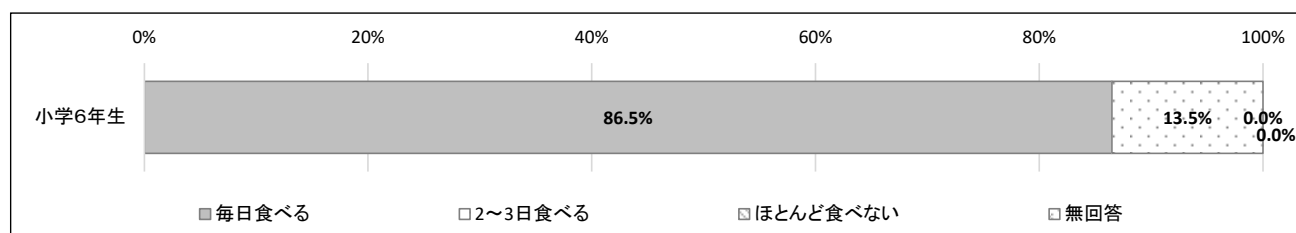
食生活改善推進委員会など関係団体と連携しながら、地域における栄養や食生活に関する学習の機会を充実させます。

【目標】

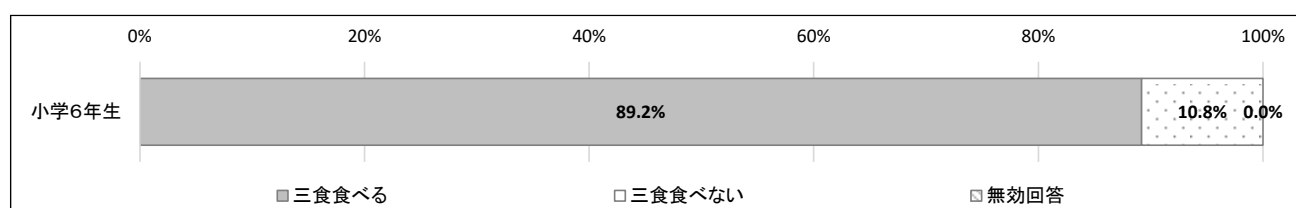
児童・生徒における痩身傾向児の割合	減少傾向へ
児童・生徒における肥満傾向児の割合	減少傾向へ
朝食を欠食する子どもの割合	減少傾向へ
朝食を一人で食べる子どもの割合	減少傾向へ
朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合	100%に近づける

【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

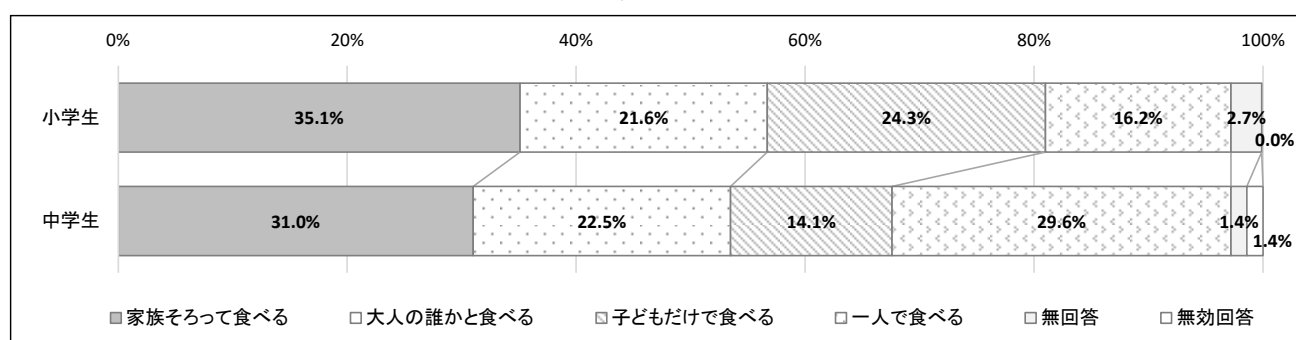
◇朝食を欠食する子どもの割合/令和6年度朝食作り教室事前アンケート調査◇



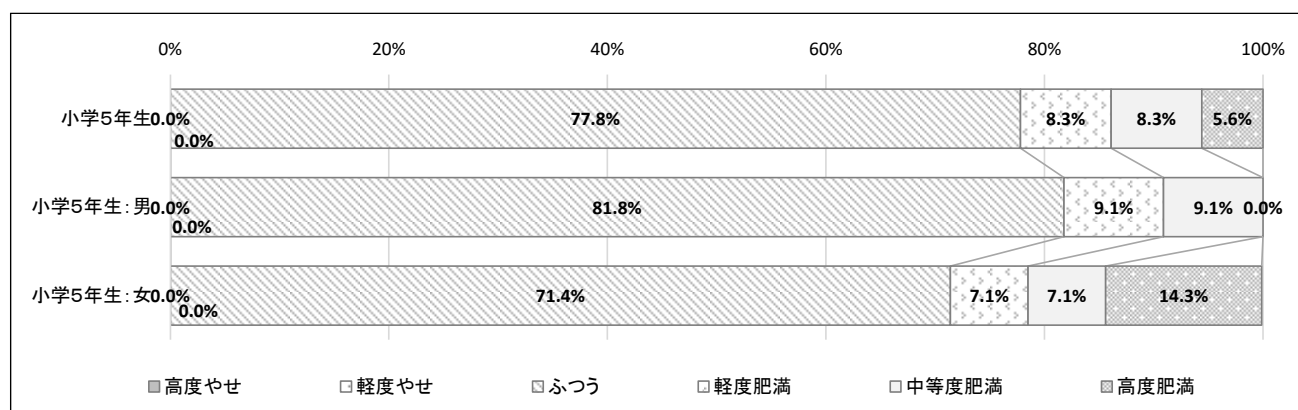
◇朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合/令和6年度朝食作り教室事前アンケート調査◇



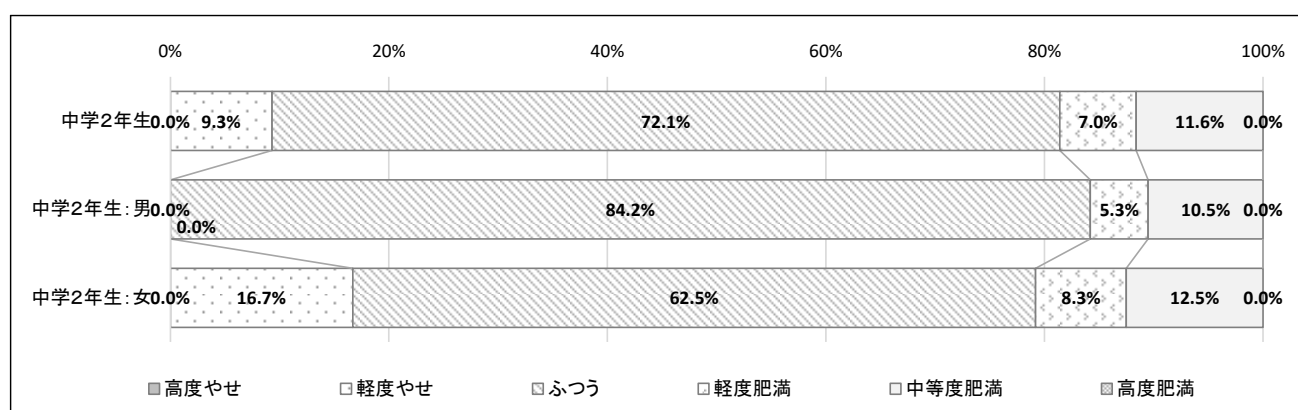
◇家族など誰かと食事する子どもの割合/令和5年度大鰐町小中学生アンケート調査◇



◇児童・生徒の体格（小学5年生）／令和5年度学校保健統計調査◇



◇児童・生徒の体格（中学2年生）／令和5年度学校保健統計調査◇



（2）喫煙・飲酒防止教育

【現状課題】

未成年者の喫煙、飲酒は法律で禁止されています。

喫煙は肺がんをはじめとする各種のがん、循環器疾患等の生活習慣病の原因となるばかりでなく、妊娠に関しては流・早産、低体重児出生の危険要因です。

小中学生のうちに、たばこの煙に含まれる有害物質が健康に及ぼす影響を理解し、喫煙による健康被害に対する予防意識の啓発を図ることが求められています。

未成年者の飲酒は、身体の発達に悪影響を及ぼし健全な成長を妨げること、アルコールの影響を受けやすいなどの健康問題だけでなく、事件や事故に巻きこまれやすくなるなど社会的な問題も引き起こします。令和5年度大鰐町小中学生アンケート調査では、男子で33.3%、女子で15.8%の飲酒経験があると回答しています。

未成年者の飲酒が健康に及ぼす影響を理解し、大人も未成年者には飲酒をすすめないなど社会全体で取り組んでいく必要があります。

【対策】

ア. 喫煙による健康被害に関する知識の啓発・普及

健康教育や広報、おおわに健康ガイドなどを利用し、喫煙による健康への影響についての普及啓発を行います。

また、児童・生徒の受動喫煙を防止する環境づくりを推進します。

健康意識の向上に向けて関係機関が連携し喫煙防止対策を推進します。

イ. 飲酒による健康被害に関する知識の啓発・普及

健康教育や広報、おおわに健康ガイドなどを利用し、飲酒が健康に及ぼす影響についての知識や大人も未成年者に飲酒をすすめないなどの普及啓発を行います。

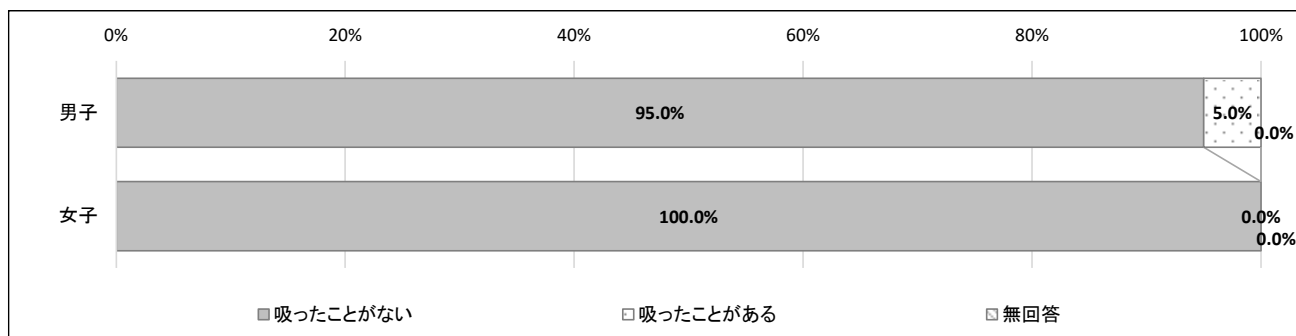
【目標】

10代の喫煙率	中学1年生 男子0% 女子0%
10代の飲酒率	中学3年生 男子0% 女子0%

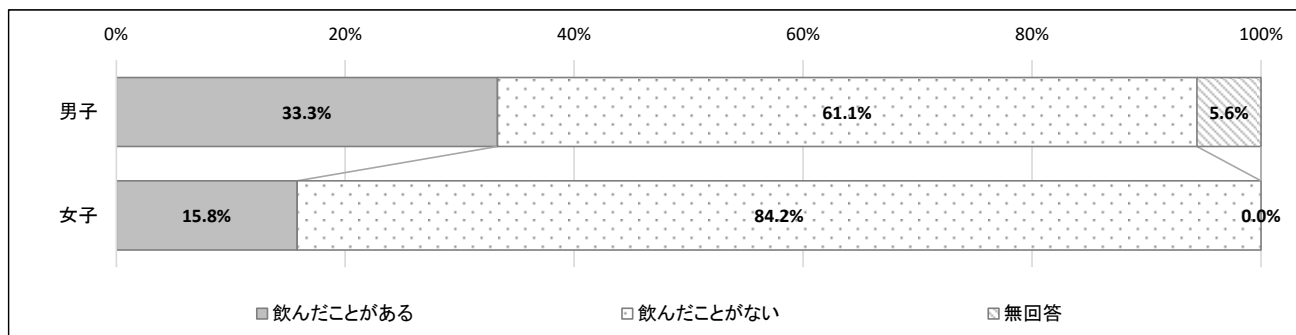
【参考資料／大鰐町保健福祉課健康推進係】

令和5年度大鰐町小中学生アンケート調査

◇喫煙経験について◇



◇飲酒経験について◇



(3) 思春期教育

【現状課題】

近年、思春期の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、10代の自殺死亡率の増加、10代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増加、子どもへの虐待等が社会問題になっています。

このような状況のなか、思春期からの母体保護や生命の尊厳にかかわる知識の普及を図ることが求められています。

【対策】

ア. 思春期教室の開催

性に関する正しい知識や命の大切さについて、中学3年生を対象に、産婦人科医による思春期教室を実施します。

イ. SOS の出し方教室の開催

生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶため、小学5年生及び中学1年生を対象に SOS の出し方教室を実施します。

【目標】

中学校3年生を対象に思春期教室を年1回開催
小学5年生、中学1年生を対象に SOS の出し方教室をそれぞれ年1回開催

【学童期・思春期から成人期にむけた保健対策】

目標：子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

項目	ベースライン	直近値	目標	設定根拠
児童・生徒における痩身傾向児の割合	小学5年 0% 男子 0% 女子 0% 中学2年 4.3% 男子 4.0% 女子 4.5%	小学5年 0% 男子 0% 女子 0% 中学2年 9.3% 男子 0% 女子 16.7% (令和5年度学校保健統計)	減少	町独自のもの
児童・生徒における肥満傾向児の割合*	小学5年生 9.3% 男子 4.3% 女子 12.9% 中学2年生 10.6% 男子 16.0% 女子 4.5%	小学5年生 22.2% 男子 18.2% 女子 28.6% 中学2年生 18.6% 男子 15.8% 女子 20.8% (令和5年度学校保健統計)	12.0%	町独自のもの

項目	ベースライン	直近値	目標	設定根拠
10代の喫煙率＊	中学1年生 男子 0% 女子 0%	中学1年生 男子 5.0% 女子 0.0% (令和5年度大鰐町小 中学生アンケート調査)	0.0%	国が示した目標 値と同じもの
10代の飲酒率＊	中学3年生 男子 6.1% 女子 8.6%	中学3年生 男子 33.3% 女子 15.8% (令和5年度大鰐町小 中学生アンケート調査)	0.0%	国が示した目標 値と同じもの
朝食を欠食する子どもの割合 ※ベースラインと直近値では調 査の設問は同一であるが、調査 対象が異なる。	小学5年生 9.1%	小学6年生 13.5% (令和6年度朝食作り教 室事前アンケート)	減少	町独自のもの
家族など誰かと食事をする子 どもの割合	朝食を一人で食べる子ど もの割合 小学生 36.4% 中学生 29.8%	朝食を一人で食べる子ど もの割合 小学生 16.2% 中学生 29.6% (令和5年度大鰐町小 中学生アンケート調査)	減少傾向へ	町独自のもの
朝・昼・夕の三食を必ず食べる ことに気をつけて食事をしてい る子どもの割合の増加	小学5年生 87.3%	小学5年生 91.9% (令和5年度大鰐町小 学生アンケート調査)	—	—
	—	小学6年生 89.2% (令和6年度朝食作り教 室事前アンケート)	増加傾向へ	町独自のもの

＊は健康おおわに21（第3次）計画にも含まれる指標である。

基本目標 3 特別な支援を要する家庭の自立支援

《SDGs1・4・5・8・10》

ひとり親家庭や障がい児がいる家庭など、子育てをするうえで、特別な支援を要する家庭に対しての自立支援の重要性が高まっています。

本町においては、男親あるいは女親と子どもからなる世帯が増加傾向で推移し、障がい児は児童数が減少するなか、概ね横ばいで推移しています。

これらの家庭への有用な情報の提供はもとより、相談体制の充実や障がい児に対する各種サービスの充実など、すべての家庭が安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(1) ひとり親家庭への自立支援、相談事業の充実

【現状課題】

本町の離婚件数は、平成 28 年度までは少なかったものの、その後は増加に転じています。

母子家庭等の生活状況は、決して安定しているものではなく、また母親等の精神的な不安も多く、母子家庭等に対する自立支援の必要性がますます高まっています。

そこで、母子家庭世帯等が身近に相談できるよう、大鰐町母子寡婦福祉会では父母の精神的安定を支援するため、必要な情報提供などを行っています。

【対策】

ア. 自立支援、相談事業の推進

大鰐町母子寡婦福祉会と連携して、保護者が家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や、経済的理由等で母子等の保護を必要とする場合に対応するため、事業を積極的に実施します。

【目標】

親と子がともに健全な家庭生活を営むことができる

【主な支援制度】

児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。
--------	---

ひとり親家庭等医療給付金	医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とし、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育する母子家庭や父子家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額等を除く。）の全部または一部が助成されます。なお、所得制限があります。
遺児援護事業	父または母若しくは父母と死別した義務教育修了前の児童の保護者に支給されます。（離婚・未婚によるひとり親家庭は対象外です。） ○入学卒業祝金 遺児を励まし、その健全な育成を願うため、入学・卒業等に際し祝金を支給する制度です。 ・小学校または中学校に入学するとき 一人につき 7,000 円 ・中学校を卒業するとき 一人につき 10,000 円 ○弔慰金 遺児の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とし、児童の父母、または父若しくは母が亡くなった場合に弔慰金を支給する制度です。 ・死亡した父母または父若しくは母につき 10,000 円

（２）障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

① 相談体制の充実

【現状課題】

乳幼児の疾病や発達の遅れ、異常を早期に発見するため、保健師による相談や保健指導等を行い、障がいや発達に遅れのある児童に対する相談支援体制の確立に努めています。

【対策】

ア．各種機関との連携を強化し、障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりのニーズを把握し、それぞれに対応した相談支援体制の充実を図ります。

・早期発見対策の推進

０歳から早期対応の充実を図る観点から、幼稚園・保育所等において、受け入れ可能な心身障がい児については、その受け入れの推進並びに促進に努めます。

心身障がい児を持つ保護者が、早期から相談や指導を受けられる体制の充実を図ります。

- ・就学相談の充実

就学相談においては、子どもの実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の意見を聞き、特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図ります。また、保護者のさまざまな疑問に答えるよう具体的な情報の提供に努めます。

- ・適切な進路指導の確立

障がい児一人ひとりの能力や適性、障がいの程度に応じた適切な進路指導に努めます。

小・中学校の設備を整備し、障がいの程度や状態に対応できるよう、保護者同士や児童同士、そして保護者と児童との相互理解と信頼が養われるよう体制づくりに努めます。

- ・障害児相談支援事業（障害児支援利用計画書）の推進

障害児通所支援利用のための障害児支援利用計画を作成します。

- ・障害福祉サービス（居宅介護・同行援護・短期入所）の推進

障がいのある児童への住宅及び外出先でのヘルパーによる介護、施設への短期の入所等を実施します。

【目標】

疾病や発達の違いを早期に発見する
就学相談、進路相談への支援体制を確立する

② 専門機関の機能の充実と多様化

【現状課題】

障がいの重度・多様化に対応した、児童・生徒の健康管理や機能訓練等について医療・福祉関係機関等が連携した支援体制を確立する必要があります。

また、障がいのある児童・生徒が住み慣れた地域で暮らしながら専門的な療育を身近なところで受けられる体制の充実が求められています。

【対策】

ア. 障がいのある子どものための教育環境の整備と専門スタッフの充実を図ります。

- ・特別支援教育支援員の配置

普通学級に在籍する、学習障がい、多動傾向等の特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、個々に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように特別支援教育支援員の配置を進めます。

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育活動困難な状況にある児童・生徒に対し、町教育支援委員会にて判断し、必要に応じて特別支援学級内で個々に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにします。

- ・放課後等デイサービスの充実

放課後や長期休暇中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担軽減のため、放課後等デイサービスの充実を図ります。

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

- ・障がい児保育の充実

専門機関が有する障がいのある児童の処遇の知識・技術を保育所等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図り、保育所等での障がいのある児童の受け入れを促進します。

【目標】

障がいのある子ども一人ひとりの特性を活かした障がい児教育の実現

（３）健全児との交流促進

【現状課題】

障がいのある子どもとない子どもが活動をとにすることにより、相互理解が深められるよう福祉教育や交流教育を推進することが課題となっています。

【対策】

ア．障がいのある子どもたちが、地域社会のなかで他の子どもたち同様に、充実した生活を送ることができるよう支援していきます。

イ．小・中学校の設備を整備し、さまざまな障がいの程度や状態にも対応できるよう、保護者同士や児童同士、そして保護者と児童との相互理解と信頼が養われるよう就学の体制づくりを推進します。

ウ．ノーマライゼーションの実現のため積極的な交流を促進します。

【目標】

障がいの有無に関係なく、子ども同士が交流し、お互いを認め合う環境の実現

基本目標 4 多様で柔軟な子育てサービスの充実等

《SDGs4・5・8・10》

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等によって、子育て支援ニーズは多様化しています。

これらのニーズに柔軟に対応すべく、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた総合的な子ども・子育て支援を推進するために全体的な支援体制の強化や子育てに伴う経済的負担の軽減に取り組みます。

(1) 教育・保育環境の充実

① 延長保育、休日保育、一時預かりの充実

【現状課題】

男女共同参画社会の進展等、社会環境の変化とともに、女性の社会参加が進んでいます。共働き世帯が専業主婦世帯を上回る傾向は継続しています。

子育てと社会活動を両立し、育児中でも自分らしく生活していくためには、家族の協力と合わせて、安心して子どもを預けられる保育等のサービスの充実が求められています。

【対策】

ア. ニーズ調査の結果を勘案しながら、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスの充実を図ります。

・一時預かり事業の実施

緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に一時的に保育所等での保育を提供します。

・延長保育事業の実施

保護者の就労時間や通勤時間確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供します。

・幼稚園における預かり保育

幼稚園利用者の内、就労等の理由により午後の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供します。

【目標】

延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスの充実

② 幼保一元化の推進—「認定こども園」の普及と教育・保育施設等の適正運営の指導

【現状課題】

これまで、保育所・幼稚園では、乳幼児期の子どもの保育・教育について、集団活動を通して家庭では経験できない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期なりの豊かさに出会う場として、それぞれの有する保育機能・教育機能を互いに発揮し、子どもの健やかな成長を支える大きな役割を果たしてきました。

しかし、所轄の官庁が違う幼稚園と保育所の一元化が進み、保護者の就労等の家庭環境に関わらず、同じ年齢の子どもは同じ内容の保育や教育を受ける環境づくりが求められています。

令和6年度現在、本町における私立認定こども園は、2園あり、近年の在籍児童数は減少傾向にあります。

【対策】

ア. 認定こども園移行に要する、手続きの仲介や補助金等の周知を行います。

イ. 教育・保育施設等の適正な運営を確保するため、定期的な指導監査を実施します。

【目標】

子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨を踏まえ、大鰐町のすべての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供を推進する

（２）放課後における子どもの活動支援

① 放課後児童対策について

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

ニーズ調査の結果をみると、低学年の放課後の時間の過ごし方について、「放課後児童クラブ（児童館）」を希望する人は57.0%、「放課後子ども教室（公民館）」を希望する人は23.7%となっています。引き続き、ニーズに応じたサービスの提供を行っていきます。

【現状課題】

ア. 放課後児童クラブ＜児童館＞

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後の生活や遊びの場を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的に、児童館で実施しています。

イ. 放課後子ども教室＜中央公民館＞

放課後子ども教室は、すべての児童を対象として、安全で安心な放課後の居場所を設け、地域のボランティアの見守りのもと、学習、スポーツ、文化活動、自由遊びなど、多様な活動の取組を実施しています。

【対策】

ア. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

令和7年度から令和11年度においては、1か所ある放課後児童クラブを継続し、整備に努めます。

イ. 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

1か所ある放課後子ども教室を継続し、地域の関係者等と調整し整備に努めます。

ウ. 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

連携型の事業を継続して実施できるよう整備します。

エ. 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

1か所以上整備することを検討します。

オ. 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

共通プログラムの企画段階から放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容を検討できるよう、定期的な打ち合わせの場を設けるように努めます。

連携型の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、安全管理を強化します。

カ. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室等の活用状況等について定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。

キ. 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策、その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策等

放課後児童対策パッケージに基づき、教育委員会と福祉部局が連携し情報交換や情報共有を図っていきます。

放課後活動の実施にあたっての責任体制を明確化します。

児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で相互に話し合い、必要に応じて学校・家庭と連携し特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように対応します。

【目標】

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して実施する総合的な放課後対策を目指す ア. 児童館、中央公民館及び空き教室等で放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、すべての子どもに対し安全・安心な活動拠点（居場所）を提供 イ. 地域の方々の協力を得ながら、地域社会のなかで子どもたちを心豊かに健やかに育成 ウ. 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、さまざまな体験活動や交流活動を実施 閉校後の各施設を子育て中の親や子どもたちの居場所づくりのために有効活用する
--

（３）ワーク・ライフ・バランスの充実支援

【現状課題】

出生率の低下に伴い少子化が進んでいるほか、経済状況の改善が実感できない状況にあり、長時間労働や共働き世帯も増えています。

このような社会環境のなか、仕事と子育て、またはボランティア活動等の社会活動とのバランスが保てず、心身ともに疲労を訴える人が垣間見られます。

育児休業の取得率は、母親が66.7%、父親が5.0%となっており、母親と父親の取得率の差は、61.7ポイントと父親の取得率が低くなっていることから、改めて事業者、保護者への啓発や利用促進を行っていきます。

【対策】

ア. 子育てや仕事に関する相談窓口の充実を図ります。

イ. 保護者が利用しやすい支援制度等、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供に努めます。

ウ. 社会活動への参加に関する情報の提供に努めます。

エ. 育児休業の取得等の仕事と子育ての両立の支援に関して、事業者、保護者への啓発や利用促進を行います。

【目標】

仕事と子育て、社会活動とのバランスが取れる生活を支援する

基本目標5 地域でつくる安心・安全な子育て環境の推進

《SDGs1・3・4・5・11・16》

児童虐待や交通事故など、子どもが巻き込まれる事件、事故が頻繁に報道されています。

これらの痛ましい事件、事故の撲滅には、町はもとより、地域の協力が不可欠であることから、地域・事業者等と連携し、ハード・ソフト両面において充実し、子どもや子育てにやさしいまちづくりに取り組みます。

(1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止

【現状課題】

ニーズ調査の結果をみると、周りにヤングケアラーと思われる人が「いる」と回答した割合が3.2%（280人中9人）となっています。貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、子どもが不利益を受けないよう、それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを推進していく必要があります。

社会環境が大きく変化し続けるなかで、児童虐待に関する問題が年々増加し、それに伴い幼い命が奪われてしまうといった痛ましい事件が各地で多数発生しています。児童虐待が疑われる場合は早期発見・早期解決に努めなければなりません。

大鰐町虐待等防止協議会※としては、各関係機関の役割を共有し支援体制の確認を図る代表者会議を年1回開催しているほか、児童相談所、教育委員会、保健福祉課の実務担当者が集い、要保護・要支援児童についての情報共有を図るため実務者会議を年3回開催しています。

住民への児童虐待防止の呼びかけに取り組む必要があります。

※大鰐町虐待等防止協議会とは

要保護児童対策地域協議会を兼ねており、児童虐待の防止、高齢者虐待、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の趣旨に則って業務を行う。被害者等についての現状の把握や、行うべき支援の内容、方法及び体制等について協議、検討を行う。

【対策】

ア. 関係機関との連携の強化

虐待が疑われる場合は、早めに通報・連絡・相談をするように地域住民及び児童家庭相談窓口等関係機関へ呼びかけを強化します。

イ. 子どもを守る地域ネットワーク強化学業の推進

虐待防止に向けた関係機関との連携を強化するため、虐待等防止協議会実務者会議を定期的を開催します。

ウ. 養育支援訪問事業

社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解決や軽減を図るため、継続的な訪問を実施します。

エ. こども家庭センターの設置

子どもの権利擁護や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

【目標】

虐待の早期発見・早期改善の実現

(2) 教育・保育に関わる職員の資質向上

【現状課題】

町の将来を担う子どもたちの教育は最も重要な課題といえます。

幼保一元化の動きが加速するなか、教育の質が問われています。さらに、教育・保育に携わる職員数の減少も見込まれるため、その資質の向上対策が必要となっています。

【対策】

ア. 教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るとともに、指導・相談体制の充実を図ります。

【目標】

「生きる力を育む」教職員の資質の向上

(3) 地域のなかで育ち合う環境の整備

① 子ども会活動の推進（青少年健全育成）

【現状課題】

子どもの数が減ってきていることにより、子ども会の数が減少するなど、子ども会の活動範囲が狭くなってきています。

【対策】

ア. 加入しやすい体制づくりの推進

活動を1団体だけで展開するのではなく、他の団体と協力しながら活動することにより、育成連合会に未加入地区でも子ども会が加入しやすい体制づくりを推進します。

イ. 活動の周知

子ども会の活動の周知を学校を通して行うなど、子ども会の活動が身近に感じることができるよう推進します。

【目標】

子ども会の活動範囲の拡大

② 安全な遊び場の整備

【現状課題】

町が設置している児童公園は、蔵館地区に1か所、虹貝地区に1か所設置されています。いずれも既設の保育所に隣接して設置されたものであり、設置から30年以上経過しています。

しかし、当地区以外に児童公園は設置されておらず、町会・区会のコミュニティ単位において身近なオープンスペースが不足しています。

「大鰐町空家等対策計画」に基づく、オープンスペースの整備が求められています。

一方、町の中心部には、緑の景観軸となる平川に河川公園が整備され、地域の子どもたちに親しまれていますが、遊歩道の整備が課題となっています。

また、プロムナードの延伸を具体化し、地域交流センターから中央公民館等公共施設とオープンスペースとを結ぶアクセス強化を図り、水辺や景観に楽しめる空間づくりの整備が課題となっています。

【対策】

ア. オープンスペースの確保

小さなオープンスペースの確保として、空き地・空き家等を活用した関連事業について検討します。

認定こども園・保育所の園庭開放について検討します。

小さなオープンスペースを活用し、子育て世帯や高齢世帯が支えあい快適に暮らす、ふるさと定住まちづくりの実現を検討します。

イ. 安全確保の実践

遊具による事故の防止対策のため、関連団体、専門業者等による遊具の安全確保を実践します。

ウ. スペース間のアクセス強化を図る

プロムナードの延伸を具体化し、地域交流センターから中央公民館等公共施設とオープンスペースとを結ぶアクセス強化を図り、水辺や景観に楽しめる空間づくりを検討します。

【目標】

身近にコミュニティスペースを作る

楽しめる平川水辺空間を創造する

ふるさと定住まちづくりの実現

(4) 交通安全教育の推進

【現状課題】

町教育委員会では、小学校の新入学児童を対象に、外部団体に委託し交通安全教室を実施しています。

認定こども園・保育所においても交通安全指導、各小学校でも警察署による正しい自転車の乗り方、歩行の仕方を講話や実技で指導し、特に低学年に対しての登下校指導など児童・生徒の交通事故防止に努めています。

小学校が統合された平成 27 年度より交通指導員を配置しており、登下校時の児童・生徒の交通の安全が図られています。

一方で、幅員の狭い、見通しが悪く交通量の多い道路や、安全面が懸念される空き家への対応が課題となっています。

【対策】

ア. 交通事故防止の呼びかけ強化

日頃から安全対策を継続し、児童・生徒の危険行為を町民が注意喚起する等、学校・地域・関係機関が一体となり、交通事故防止を呼びかけていきます。

イ. 通学路の安全点検

関係団体と連携して通学路の安全点検を実施します。

危険箇所については、関係団体に改善を依頼していきます。

ウ. 冬季間のバス運行

放課後児童クラブにおいては、冬季間は道幅が狭くなり危険性が高くなることから、令和5年度から小学校から福祉センターまでのバス運行を始めました。

【目標】

安全な登校下校を確保する

(5) 地域で見守る防犯対策

① 学校とその周辺の防犯対策

【現状課題】

現在、小学校の玄関にテレビカメラ付きインターホン、認定こども園・保育所・中学校生徒用玄関にテレビカメラを設置するとともに、小学校新入生には防犯ブザーや防犯用の笛を配布しています。

各学校で不審者進入時の危機管理マニュアルを作成し、防犯訓練実施及び防犯用具を購入しています。

また、街路灯（防犯灯）の整備を進めることによって、事故や犯罪の抑止に役立っています。

【対策】

ア. 防犯体制を強化する

不審者乱入防止のための訓練、巡回パトロールの強化と活動の推進に努めます。

イ. 地域全体による安心・安全な環境づくり

街路灯整備に係る費用負担を町会と協議し充実を図り、夜間でも明るく通行しやすい「安心・安全」な環境整備に努めます。

【目標】

「子ども・女性 110 番の家」の周知徹底
防災無線を使用した町民への注意の喚起
子どもへの暴力防止（CAP システム）講習の実施
犯罪が起こらない明るいまちづくりの推進
犯罪の芽を早期に摘む地域住民との協力体制の確立

② 災害時の安全教育

【現状課題】

小・中学校では、火災及び地震を想定した避難訓練を年複数回実施し、そのうち1回は、保護者への児童引き渡し訓練を伴う訓練も実施しています。

小・中学校それぞれで避難確保計画を作成し、安全教育の項目も盛り込まれています。

【対策】

ア. 訓練の実践

消火器や起震車等、体験型防災訓練の実施を検討します。

イ. 安全教育の推進

交通事故や火災、自然災害などの被害に遭わないよう、児童・生徒を対象とした安全教育を推進します。

【目標】

日頃から災害に備える心の醸成

（6）子育てに関する相談・支援体制の充実

【現状課題】

利用者支援事業については、保護者に対する支援機能としては保健師による相談援助や児童福祉担当者による情報提供により対応しています。

地域子育て支援拠点事業については、令和4年度よりおおわに文化幼稚園において新たに拠点を開設しました。イベント情報等をアプリや回覧で周知するなど、親子が利用しやすい環境づくりに努めています。

【対策】

ア. 保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、利用に向けた調整などを実施します。

イ. 児童館・保育所等を利用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供します。

【目標】

こども家庭センター内の機能として利用者支援事業を位置づけていく
児童館を子育て支援の場として活用する

(7) 安心・安全な遊び場所の整備

【現状課題】

ニーズ調査の結果をみると、町に期待する施策として「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」が52.9%と過半数を超えています。

学校から児童館までのバス利用が廃止になり、一時は児童館及び放課後児童クラブの利用児童数が少なくなった年度もありましたが、近年、共働き世帯が増えたことにより利用児童数が増加しています。

児童数の増加に伴い、今後も継続して児童館の環境整備をしていくことが望まれます。

【対策】

ア. 小さなオープンスペースの確保・活用

小さなオープンスペースとして、空き地・空き家等を活用し子育て世帯や高齢世帯が支え合える場の提供を検討します。

イ. 児童公園の整備

遊具の点検、維持補修や更新等を実施し安全で快適に利用できるよう整備します。

ウ. 児童館の整備・運営

道幅が狭くなり交通事故等のリスクが高くなる冬季間において、安全確保のため令和5年度より小学校から児童館までの送迎バスの運行を開始しています。

エ. 水辺や景観に親しめる空間づくり

プロムナード（河川敷地内の遊歩道）とオープンスペースとを結ぶアクセスを検討します。

【目標】

空き地等の有効利用（コミュニティスペースの確保）
平川親水公園の環境維持（草刈りやゴミ拾い）

(8) 子どもの貧困対策

【現状課題】

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決していくという意識を持ち、すべての子どもとその家庭を支援するための施策を展開していく必要があります。

【対策】

ア. 子どもの将来がそのまま生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えている保護者と子ども、支援が届かない、または届きにくい子ども・家族に対しては、早期に発見し、必要な支援につなぎ、経済的自立へ向けた支援を推進します。

・教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、各種の教育支援に取り組めます。

・生活の支援

貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上の問題に関する相談等を行い、家庭の状況に応じた地域での生活を支援します。

・保護者に対する就労の支援

保護者の自立と生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を支援するなど、保護者の就労を支援します。

・経済的支援

家庭の生活の基礎を支えるため、各種手当の支給や助成、または情報を提供し、経済的な支援を行います。

【目標】

貧困家庭の減少

【主な事業】

就学援助	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童・生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援します。
特別支援教育就学奨励費	経済的な理由により就学困難な児童を含め、特別支援学級などの児童・生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童・生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援します。

実費徴収に係る補足 給付事業	教育・保育給付認定保護者の生活保護世帯等に対して、日用品・文房具等に要する費用を助成します。 施設等利用給付認定保護者の低所得者世帯または第3子以降の児童に対して、副食材料費に要する費用の助成します。
大鰐町奨学金	経済的理由等により高校などへの進学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与し、修学を支援します。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭サポートガイドブックの配布、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、通勤定期乗車券の特別割引(児童扶養手当受給者の世帯対象)、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の情報提供を行います。
児童館食堂	小学校の長期休み期間に町の児童館にて児童館食堂を開催しており、栄養面のサポート及び子育て家庭の負担軽減をします。

第5章 子ども・子育て支援法に基づく確保方策等

1. 計画の位置づけと区域の設定

(1) 子ども・子育て支援の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として制定されました。

子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指しています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが必要です。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

(2) 市町村の役割

子ども・子育て支援法第61条により、すべての市町村は子ども・子育て支援法の基本理念、子ども・子育て支援法の意義を踏まえて計画を策定することとなっています。

その内容は幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と利用希望を踏まえて策定することとなっています。

(3) 教育・保育提供区域の考え方

上記で示された子ども・子育て支援法等、国の基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制と確保の量」を決定するために設定するものです。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定することとなっています。

(4) 教育・保育提供区域の設定

本町においては、小学校が統合により1校となったことから、すべての地域子ども・子育て支援事業について、大鰐町内全域を1つの提供区域として設定します。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の対象事業

(1) 計画の対象事業

制度区分		事業名
教育・保育事業	施設型給付	▶ 認定こども園 ▶ 幼稚園 ▶ 保育所
	地域型保育給付	▶ 小規模保育施設（定員 19 人以下の保育施設） ▶ 家庭的保育施設（保育ママ） ▶ 居宅訪問型保育（ベビーシッター） ▶ 事業所内保育施設
	施設等利用給付	▶ 認可外保育施設 ▶ 一時預かり事業
地域子ども・子育て支援事業		▶ 利用者支援事業 ▶ 地域子育て支援拠点事業 ▶ 妊婦健診 ▶ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ▶ 養育支援訪問事業等 ▶ 子育て短期支援事業 ▶ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ▶ 一時預かり事業 ▶ 延長保育事業（時間外保育事業） ▶ 病児・病後児保育事業 ▶ 放課後児童健全育成事業 ▶ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ▶ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ▶ 子育て世帯訪問支援事業 ▶ 児童育成支援拠点事業 ▶ 親子関係形成支援事業 ▶ 妊婦等包括相談支援事業 ▶ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ▶ 産後ケア事業

(2) 支援法が定める 19 の事業と大鰐町取組

事業名	事業概要	町の取組
1. 利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及びこどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供する事業。	実施
2. 地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業。	実施
3. 妊婦健診	妊産婦に対して、必要に応じて健康診査を行う事業。	実施
4. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	実施
5. 養育支援訪問事業 及び要保護児童等の支援に資する事業	＜養育支援訪問事業＞ 必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等、養育能力を向上させるための支援を行う事業(相談支援、育児・家事援助など)。	実施
	＜要保護児童等の支援に資する事業＞ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための事業。	実施検討
6. 子育て短期支援事業	＜ショートステイ事業＞ 保護者が疫病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において養育、保護を行う事業。	実施
	＜トワイライトステイ事業＞ 保護者が緊急の理由によって夜間、または休日に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業。	実施検討
7. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)。	実施検討
8. 一時預かり事業	家庭保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所等において一時的に預かる事業。	実施

事業名	事業概要	町の取組
9. 延長保育事業 (時間外保育事業)	保育所において、開所時間を超えて保育を行う事業。	実施
10. 病児・病後児保育事業	児童が病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。	実施検討
11. 放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭の小学校就学児童に対して、放課後学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与える事業。	実施
12. 実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得、状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、教育・保育給付では日用品・文房具等を、また、施設等利用給付では副食材料費について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で助成を行う事業。	実施
13. 多様な事業者の 参入促進・能力活用 事業	新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部、また、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。	実施検討
14. 子育て世帯訪問 支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。	実施検討
15. 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。	実施検討

事業名	事業概要	町の取組
16. 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。	実施検討
17. 妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等伴走型相談支援を行う事業。	実施
18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を月10時間まで利用できる事業。	令和8年度より実施
19. 産後ケア事業	産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職からのサポートを受けられる事業。	実施

3. 教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、その「見込み」に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の方策を年度ごとに設定しました。

算定に当たっては、ニーズ調査結果や過去5年間の実績等を勘案しています。

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

認定ごとに必要と思われる利用定員を推計しました。

◎見込み量及び確保の内容

(単位：人)		令和 7 年度					令和 8 年度					令和 9 年度					
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号			
		3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳			3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳			3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳			
		教育のみ	保育の必要性あり					教育のみ	保育の必要性あり					教育のみ	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		6	88	0 歳	1 歳	2 歳	6	80	0 歳	1 歳	2 歳	6	65	0 歳	1 歳	2 歳	
				12	17	24			12	21	18			11	20	23	
				53					51					54			
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	11	103	0 歳	1 歳	2 歳	11	98	0 歳	1 歳	2 歳	11	93	0 歳	1 歳	2 歳	
				20	22	25			19	22	25			18	22	25	
				67					66					65			
差 (②－①)		5	15	8	5	1	5	18	7	1	7	5	28	7	2	2	

(単位：人)		令和 10 年度					令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳			3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳		
		教育のみ	保育の必要性あり				教育のみ	保育の必要性あり			
①量の見込み (必要利用定員総数)		5	66	0 歳	1 歳	2 歳	5	63	0 歳	1 歳	2 歳
				11	20	21			11	17	21
				52					49		
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	10	88	0 歳	1 歳	2 歳	10	83	0 歳	1 歳	2 歳
				17	21	24			16	20	23
				62					59		
差 (②－①)		5	22	6	1	3	5	20	5	3	2

実績	令和 2 年度					令和 3 年度					令和 4 年度				
	1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
	14	126	22	29	37	11	134	19	29	32	8	119	14	31	31

実績	令和 5 年度					令和 6 年度（実績見込み）				
	1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
	8	105	15	21	33	6	100	13	21	24

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

◎見込み量及び確保の内容

1. 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成等）を行います。

令和5・6年度は子育て世代包括支援センターを、令和7年度からはこども家庭センターを保健福祉課内に設置しています。

（単位：か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （実績見込み）
実績	0	0	0	1	1

2. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他のほかの援助を行います。

（単位：人回／月）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	28	30	32	34
②確保の内容	26	28	30	32	34
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （実績見込み）
実績	4	4	10	22	24

3. 妊婦健康診査

妊婦の安心と安全のため、引き続き健康診査を実施します。

■延べ人数

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	245	243	241	239	237
②確保の内容	245	243	241	239	237
差(②－①)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
実績	410	252	296	249	247

■実人数

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	29	29	28	28
②確保の内容	30	29	29	28	28
差(②－①)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
実績	49	34	35	32	31

4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問、情報提供や育児相談に応じます。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	20	20	18	18
②確保の内容	22	20	20	18	18
差(②－①)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
実績	30	24	24	18	18

5. 養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は、支援を必要とする家庭を訪問する事業です。

要保護児童等の支援に資する事業については、虐待防止のためのネットワークの連携体制の強化、充実に努めます。

■ 養育支援訪問事業

(単位：人)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差 (②－①)	0	0	0	0	0

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (実績見込み)
実績	3	4	1	1	1

6. 子育て短期支援事業

短期（ショートステイ）または夜間（トワイライトステイ）に児童を預かる事業です。現在、弘前乳児院において、ショートステイ事業を委託しています。

(単位：人)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差 (②－①)	0	0	0	0	0

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (実績見込み)
実績	0	0	0	0	0

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在は実施していませんが、一時預かり事業がその機能の一部を担っています。

8. 一時預かり事業

■ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園在園児（1号認定）に対し、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに保育を行う事業です。

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	439	422	435	432	429
②確保の内容	439	422	435	432	429
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （実績見込み）
実績	472	457	490	383	443

■ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未通園の乳幼児に一時的に保育を行う事業です。

（単位：人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	74	65	66	68
②確保の内容	57	74	65	66	68
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （実績見込み）
実績	249	88	7	100	65

9. 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	113	115	115	114	115
②確保の内容	113	115	115	114	115
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （実績見込み）
実績	106	131	106	115	117

10. 病児・病後児保育事業

児童が病気となった場合、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、近隣市町村の実施箇所において対応していますが、アンケートにおいても（近年）ニーズが高まっていることから、実施に向けて検討していきます。

（単位：人回）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	5	4	4	4	4
②確保の内容	5	4	4	4	4
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （実績見込み）
実績	4	0	3	5	5

11. 放課後児童健全育成事業

共働きなど留守家庭の小学校就学児童に対して、適切な遊びや生活の場を与える事業です。放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、事業内容を充実していきます。

■放課後児童クラブ（年間登録者）

（単位：人）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	126	126	126	123	120
②確保の内容	126	126	126	123	120
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （実績見込み）
実績	87	95	103	120	123

※児童館で実施

■放課後児童クラブ（一日の利用者数）

（単位：人／日）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	40	40	40	38	36
②確保の内容	40	40	40	38	36
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （実績見込み）
実績	24	19	27	36	38

※児童館で実施

12. 実費徴収に係る補足給付事業

教育・保育認定保護者の生活保護世帯に対して、日用品費や行事参加費などの実費について助成します。

また、施設等利用給付認定保護者の低所得世帯または第3子以降の児童に対して、副食材料費に要する費用を助成します。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績見込み)
実績	1	0	0	0	0

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

既存の施設で必要な定員を確保できていることから、民間事業者へ積極的な新規参入の働きかけを行う必要性は低いと考えますが、地域の必要性が高まった場合には、事業の導入について検討します。

特別支援教育等に対象とならない、特別な支援が必要な子どもを受け入れる必要性が高まった場合には、事業の導入について検討します。

14. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。町では現在、実施していませんが、今後ニーズを把握しながら検討します。

15. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。町では現在、実施していませんが、今後ニーズを把握しながら検討します。

16. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。町では現在、実施していませんが、今後ニーズを把握しながら検討します。

17. 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等伴走型相談支援を行う事業です。

(単位：人回)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	22	20	20	18	18
②確保の内容	22	20	20	18	18
差 (②-①)	0	0	0	0	0

18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労有無や理由を問わず、0 歳 6 か月～2 歳の未就園児が保育施設を月 10 時間まで利用できる事業です。

(単位：人)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		12	12	10	10
②確保の内容		12	12	10	10
差 (②-①)		0	0	0	0

19. 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職からのサポートを受けられる事業です。町では現在、保健師による居宅訪問型のみ実施していますが、通所型及び短期入所型についても今後ニーズを把握しながら検討します。

(単位：人回)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
差 (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 教育・保育の一体的提供と推進体制

① 質の高い教育・保育を提供する人材を確保する

保護者の就労状況や家庭、その他の状況に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育が受けられる環境を整備することが求められています。

そのため、国においては認定こども園の普及促進に向けて、教育と保育を一体的に担う人材の確保に向けた取組が進められています。

本町においても、認定こども園のさらなる充実に向け、研修や助成金等を通じて幼稚園職員、保育職員の資質向上を図ります。

② 幼児期の「育ち」を保障する

少子化の進行、核家族化、コミュニティの希薄化により、子どもたちの家庭や地域における他者と関わる機会が減っています。

このような社会環境のなか、幼稚園や保育所等における集団生活は、子どもたちの心を育む重要な意義を持つこととなりました。

町内の教育・保育施設においても、同年齢、異年齢の子どもたちが主体的に関わる機会を確保することを重要視して取り組みます。

③ 関係機関との連携を強化する

教育・保育の一体的提供を推進するためには、行政、民間の各関係機関が密接に連携することが必要です。

行政関係各課、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、教育委員会、保健所等のほか、子ども会やその他民間の子育てグループとの日頃からの情報交換や交流により、地域全体による子ども・子育て支援を推進します。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 事業内容

幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育の利用に対して、子育てのための施設等利用給付を行います。

○申請・支払

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼し、償還払い等により子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

○施設確認

特定子ども・子育て施設等の確認については、県や施設所在市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。本町では、施設等利用給付対象施設について保育所を1園、認定こども園を1園確認しました。

第6章 計画の推進

1. 大鰐町子ども・子育て支援事業計画の推進

子ども・子育て支援事業計画を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を計画的に把握します。

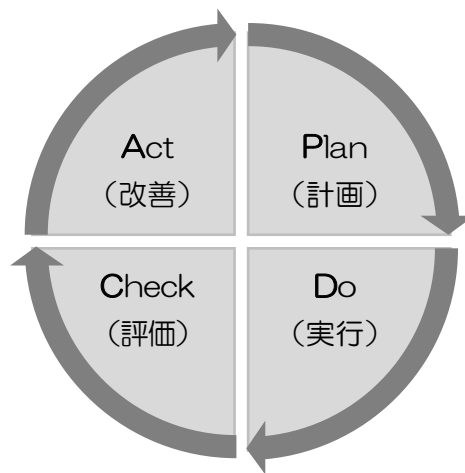
2. 大鰐町子ども・子育て会議の開催

保護者を始めとする多様な主体が参画する審議会を継続的に開催します。

3. 計画の進行管理・検証

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保の方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



参考資料

大鰐町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、大鰐町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
(大鰐町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大鰐町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年大鰐町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 5 年条例第 12 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大鰐町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	役職等
子どもの保護者	清水 崇則	大鰐小学校保護者
	小山 美穂	認定こども園おおわに文化幼稚園保護者
事業主を代表する者	佐藤 和治	大鰐町商工会会長
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	田中 大生	大鰐町子ども団体連絡協議会代表
	阿保 香月	赤ちゃん子育てサークルわにっこクラブ 代表
	木田 孝悦	大鰐町教育委員会学務生涯学習課課長
子ども・子育て支援に関す る事業に従事する者	大越 康子	大鰐町中央児童館主任児童厚生員
	村上 睦子	大鰐保育園園長
	藤田 克之	蔵館保育園園長
	山内 仁美	認定こども園おおわに文化幼稚園園長

策定経過

年 月 日	概 要
令和6年2月14日	令和5年度第1回大鰐町子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するニーズ調査について
令和6年3月	子ども・子育てに関するニーズ調査実施 対象：小学生及び就学前児童保護者
令和6年7月22日	令和6年度第1回大鰐町子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するニーズ調査結果について
令和7年1月30日	第3期大鰐町子ども・子育て支援事業計画（案）諮問 令和6年度第2回大鰐町子ども・子育て会議 ・第3期大鰐町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年1月29日 ～2月19日	パブリックコメント

町の施策における主な担当課等

基本目標	施策	主な担当課等
1 妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援の充実	(1) 妊娠・出産に関する不安や負担の軽減	保健福祉課
	(2) 子育ての不安や負担の軽減	保健福祉課
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1) 成長期の食育	保健福祉課
	(2) 喫煙・飲酒防止教育	保健福祉課
	(3) 思春期教育	保健福祉課
3 特別な支援を要する家庭の自立支援	(1) ひとり親家庭への自立支援、相談事業の充実	保健福祉課
	(2) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援	保健福祉課
	(3) 健常児との交流促進	保健福祉課 学務生涯学習課 学校 保育所・認定こども園
4 多様で柔軟な子育てサービスの充実等	(1) 教育・保育環境の充実	保健福祉課 学務生涯学習課
	(2) 放課後における子どもの活動支援	保健福祉課 学務生涯学習課 児童館
	(3) ワーク・ライフ・バランスの充実支援	企画観光課

基本目標	施策	主な担当課等
5 地域でつくる安心・安全な子育て環境の推進	(1) 子どもの権利擁護・児童虐待防止	保健福祉課 学務生涯学習課 学校 保育所・認定こども園 児童相談所
	(2) 教育・保育に関わる職員の資質向上	保健福祉課 学務生涯学習課 学校 保育所・認定こども園
	(3) 地域のなかで育ち合う環境の整備	学務生涯学習課 建設課
	(4) 交通安全教育の推進	学務生涯学習課 住民生活課
	(5) 地域で見守る防犯対策	学務生涯学習課 住民生活課 建設課 学校
	(6) 子育てに関する相談・支援体制の充実	保健福祉課 児童館
	(7) 安心・安全な遊び場所の整備	保健福祉課 学務生涯学習課 建設課 児童館
	(8) 子どもの貧困対策	保健福祉課 学務生涯学習課 学校 保育所・認定こども園